



日本銀行
政策委員会月報

平成31年3月



第834号

※ 日本銀行はインターネットによる情報提供を行っており、日本銀行作成の最新の論文や金融・経済データのほか、日本銀行の概要などをご覧頂けます。

・ホームページアドレス <http://www.boj.or.jp/>

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。

引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本月報は古紙を含有する用紙を使用しています。

目次

1. 議決事項	1
(1) 金融政策決定会合関係	1
◆金融市場調節方針の決定に関する件（3月14・15日）	1
◆資産買入れ方針の決定に関する件（3月14・15日）	2
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（3月14・15日）	3
◆金融政策決定会合の議事要旨（2019年1月22、23日開催分）に関する件（3月14・15日）	6
(2) 通常会合関係	7
◆参与の推薦に関する件（2月22日）	7
◆第134回事業年度（平成30年度）経費予算の執行に関する件（3月1日）	7
◆豪州準備銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（3月5日）	7
◆「2019年度の考査の実施方針等について」に関する件（3月19日）	8
◆政策委員会月報（平成31年2月）に関する件（3月19日）	28

◆中期経営計画等に関する件（3月22日）	29
◆第135回事業年度（平成31年度）経費予算の作成等に関する 件（3月22日）	44
◆「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選 定基準等の件」の全面改正等に関する件（3月26日）	47
◆2019年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関す る件（3月26日）	85

2. 報告事項86

1. 議決事項

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（3月14・15日）

本委員会は、平成31年3月14・15日の金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
2. 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとし、買入れ額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（3月14・15日）

本委員会は、平成31年3月14・15日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。
2. CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（3月14・15日）

本委員会は、平成31年3月14・15日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

別紙

2019年3月15日
日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（賛成7反対2）^(注1)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、長期国債の買入れを行う。その際、金利は、経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとし¹、買入れ額については、保有残高の増加額年間約80兆円をめどとしつつ、弾力的な買入れを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約6兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。その際、資産価格のプレミアムへの働きかけを適切に行う観点から、市場の状況に応じて、買入れ額は上下に変動しうるものとする。

② CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

2. わが国の景気は、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられるものの、所得から支出への前向きの循環メカニズムが働くもとの、緩やかに拡大している。海外経済は、減速の動きがみられるが、総じてみれば緩やかに成長している。そうしたもとの、輸出は、足もとでは弱めの動きとなっている。国内需要の面では、企業収益や業況感が総じて良好な水準を維持するもとの、設備投資は増加傾向を続けている。個人消費は、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、振れを伴いながらも、緩やかに増加している。この間、住宅投資は横ばい圏内で推移している。公共投資も

¹ 金利が急速に上昇する場合には、迅速かつ適切に国債買入れを実施する。

高めの水準を維持しつつ、横ばい圏内で推移している。以上の内外需要を反映して、鉱工業生産は、足もとでは弱めの動きとなっているが、緩やかな増加基調にある。労働需給は着実な引き締まりを続けている。わが国の金融環境は、きわめて緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、0%台後半となっている。予想物価上昇率は、横ばい圏内で推移している。

3. 先行きのわが国経済は、当面、海外経済の減速の影響を受けるものの、緩やかな拡大を続けるとみられる。国内需要は、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、企業・家計の両部門において所得から支出への前向きな循環メカニズムが持続するもとの、増加基調をたどると考えられる。輸出も、当面、弱めの動きとなるものの、海外経済が総じてみれば緩やかに成長していくことを背景に、基調としては緩やかに増加していくとみられる。消費者物価の前年比は、マクロ的な需給ギャップがプラスの状態を続けることや中長期的な予想物価上昇率が高まることなどを背景に、2%に向けて徐々に上昇率を高めていくと考えられる^(注2)。
4. リスク要因としては、米国のマクロ政策運営やそれが国際金融市場に及ぼす影響、保護主義的な動きの帰趨とその影響、それらも含めた新興国・資源国経済の動向、英国のEU離脱交渉の展開やその影響、地政学的リスクなどが挙げられる。
5. 日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。政策金利については、2019年10月に予定されている消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、現在のきわめて低い長短金利の水準を維持することを想定している。今後とも、金融政策運営の観点から重視すべきリスクの点検を行うとともに、経済・物価・金融情勢を踏まえ、「物価安定の目標」に向けたモメンタムを維持するため、必要な政策の調整を行う^(注3)。

(注1) 賛成：黒田委員、雨宮委員、若田部委員、布野委員、櫻井委員、政井委員、鈴木委員。反対：原田委員、片岡委員。原田委員は、長期金利が上下にある程度変動しうるものとするのは、政策委員会の決定すべき金融市場調節方針として曖昧すぎるとして反対した。片岡委員は、先行きの経済・物価情勢に対する不確実性がさらに強まる中、金融緩和を強化することが望ましいとして反対した。

(注2) 片岡委員は、消費者物価の前年比は、先行き、2%に向けて上昇率を高めていく可能性は現時点では低いとして反対した。

(注3) 原田委員は、政策金利については、物価目標との関係がより明確となるフォワードガイダンスを導入することが適当であるとして反対した。片岡委員は、2%の物価目標の早期達成のためには、財政・金融政策の更なる連携が重要であり、日本銀行としては、中長期の予想物価上昇率に関する現状評価が下方修正された場合には追加緩和手段を講じるとのコミットメントが必要であるとして反対した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2019年1月22、23日開催分）に関する件（3月14・15日）

本委員会は、平成31年3月14・15日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2019年1月22、23日開催分）^{注1}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（3月20日公表）。

(2) 通常会合関係

◆参与の推薦に関する件（2月22日）

本委員会は、平成31年2月22日、日本銀行法第23条第4項の規定に基づき、財務大臣に対し、高島 誠 氏を参与に推薦することを決定した^{注2)}（4月1日、財務大臣より任命）。

◆第134回事業年度（平成30年度）経費予算の執行に関する件（3月1日）

本委員会は、平成31年3月1日、システム化関係費用の支出増に伴い、第134回事業年度（平成30年度）経費の大科目「一般事務費」に属する中科目「建物機械等賃借料」の予算に不足が見込まれることから、同一大科目の中科目「建物機械等保守料」から135百万円、予算の移し替えを行うことを決定した。

◆豪州準備銀行との間の外国為替の売買に係る取極の期限延長等に関する件（3月5日）

本委員会は、平成31年3月5日、豪州準備銀行との間の外国為替の売買に係る取極の締結等に関して決定した^{注3)}。

注2) 本件は、本委員会で2月中に決定したものですが、財務大臣による任命後に発刊される月報に掲載する扱いとしました。

注3) インターネット・ホームページをご参照ください（3月15日公表）。

◆「2019年度の考査の実施方針等について」に関する件（3月19日）

本委員会は、平成31年3月19日、2019年度の考査の実施に関する重要事項として「2019年度の考査の実施方針等について」を別紙のとおり定め、対外公表することを決定した。

2019年3月19日

日本銀行

2019年度の考査の実施方針等について

1. はじめに

日本銀行は、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会で決定している¹。「2019年度の考査の実施方針等について」においては、2018年度の考査の実施状況とともに、2019年度の考査の基本的な考え方や考査を実施するうえでの重点事項などを取りまとめている。日本銀行は、この実施方針等に基づいて2019年度の考査を運営していく。

2. 2018年度の考査の実施状況等

(1) 考査の実施状況

日本銀行は、2018年度において、国内銀行29先、信用金庫54先、外国銀行・証券会社²等8先の合計91先に対し、考査を実施した。

考査実施先数の推移

(先)

	2016年度	2017年度	2018年度
国内銀行	33	29	29
信用金庫	37	54	54
外国銀行・証券会社等	15	17	8
合計	85	100	91

¹ 日本銀行法第15条第2項第5号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

² ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第28条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

(2) 考査でみられた課題

日本銀行は、2018年度の考査で、金融機関の業務と財産の状況を把握するとともに、これらの状況を踏まえ経営管理・リスク管理の実効性を点検した。特に、人口や企業数の継続的な減少などの構造要因や低金利環境の長期化のもとで、国内預貸業務の収益性低下が続いていることを踏まえ、収益力とその管理体制の把握・評価に注力した。

金融機関では、収益力の強化に向けて、信用リスク面では、ミドルリスク企業向けや不動産業向け貸出、市場リスク面では、多様なリスクファクターを内包する投資信託・外国証券への投資など、引き続き、積極的にリスクテイクを進めている。また、経営効率面でも、店舗網や人員配置の見直し、デジタル技術の活用など効率化に向けた動きが広がりつつある。大手金融機関では、グループ戦略の強化と海外業務の拡大が続いている。

この間、金融機関は、引き続き経営管理・リスク管理体制の整備を進めている。もっとも、①各種のリスクテイクの積極化に伴いリスクプロファイルが変化しているにもかかわらず、管理体制の見直しの検討・実施が十分でない事例や、②収益力の低下が続いているにもかかわらず、中期的な収益力の把握、様々な取組みの収益性（コスト・リスクとリターンとのバランス）の管理が十分でない事例、③内外金融市場の急変時に、機動的な意思決定を行い得る体制が整備されていない事例、④サイバーセキュリティ対策面で管理が十分でない事例、が引き続き確認された。

こうしたもとで、金融機関の自己資本は、各種リスク量との対比で総じて充実した水準にあり、十分な損失吸収力を備えている。もっとも、地域金融機関では、リスクアセットの拡大ペースに見合った収益を計上できていないことから、自己資本比率は近年緩やかに低下している。

3. 2019年度の考査の実施方針

(1) 基本的な考え方

金融機関は、金融仲介機能を適切に発揮し、企業や家計の経済活動、ひいては国・地域の成長力向上に貢献することが期待されている。金融機関がこうした役割を果たしていくためには、強固な財務基盤の確保と明確な経営戦略に基づく前向きなリスクテイクが求められる。両者をバランスよく実現していくためには、適切なリスク管理と収益力の確保が不可欠である。以上のような取組みは、人口や企業数の継続的な減少などの構造要因を背景に、収益性が低下傾向にある国内預貸業務のウェイトが高い地域金融機関で特に重要である。

大手金融機関では、国内預貸業務の効率化を進める一方で、買収・出資等のインオーガニック戦略も含めた海外業務の拡大、持株会社傘下の銀行、証券、信託などのグループ横断的なサービス提供機能の一段の強化など、収益力向上に向けた取組みが進んでいる。システミックな存在である大手金融機関は、業務運営やリスクプロファイルの変容に応じて、強固な財務基盤の確保や経営管理体制の強化、ストレス発生時の秩序ある対応に向けた準備などが、一段と強く求められている。

この間、業態を問わず、デジタル技術を活用した新しい顧客サービスの提供や経営効率を高めるための業務改革等、デジタルライゼーションの動きが本格化しつつあり、キャッシュレス決済への取組み、クラウドやAI (Artificial Intelligence) の活用、定型的な業務へのRPA (Robotic Process Automation) 導入等に広がりが見られている。こうしたデジタルライゼーションの浸透は、異業種からの参入も含めて、幅広い金融サービスのあり方や金融機関の競争環境を大きく変えていく可能性がある。今後、金融機関には、こうした動きに前向きに対応し、収益力の向上に結び付けていくことが期待される。同時に、デジ

タル技術の実装に伴ってサイバーセキュリティや情報管理等の重要性が高まることから、オペレーショナルリスクの管理体制を強化することが求められる。

日本銀行は、こうした認識や、2018年度の考査でみられた課題を踏まえ、2019年度の考査について、以下の考え方に基づいて実施していく³。

第一に、内外金融経済情勢などの外部環境に対する経営陣の認識と中長期的な経営戦略を踏まえ、収益力および経営体力について、先行きの見通しを含めて把握・評価する。ストレス耐性も点検する。

その際には、①中長期的な収益力に関する経営陣の認識が的確であるか、②非資金収益の強化や経営効率化、戦略投資の実施など、持続性の高い利益や経営体力を確保するために適切な施策を講じているかについて、対話を深めていく。併せて、③貸出・有価証券運用のリスク・リターン分析や、事業本部・エリア別などの観点から必要な収益性分析が適切に行われているかなど、収益管理の枠組みの整備状況も点検する。また、④信用コストが増加に転じつつあることも踏まえて、金融経済環境の変化等に応じた貸倒損失の見通しについて検証し、適切な償却・引当方法について対話を深める。さらに、⑤各種ストレス事象を想定した場合の自己資本や期間収益への影響を適切に把握し、対応策を整備しているかを点検していく。

先行きの収益力や経営体力に懸念が認められる先との間では、将来にわたり、安定的に金融仲介機能を発揮していくための自己資本水準とこれを確保するための経営方針について、有価証券評価益の活用や配当などの資本政策のあり方も含めて、経営陣との対話を重点的に行う。考査終了後も、オフサイトモニタリングにおいて、以上のような収益力および経営体力について経営トップと

³ その際、わが国金融システム全体のリスクの分析・評価については、「金融システムレポート」を参照する。

の対話を継続していく。

第二に、金融機関のリスクプロファイルについて、足もとの状況と先行きの方向性を把握したうえで、金融機関のリスクへの対応力を点検する。

信用リスクについては、積極的に取り組む先が多いミドルリスク企業向け貸出や不動産業向け貸出等について、点検する。市場リスクについては、大手金融機関ではCLO（Collateralized Loan Obligation）などの海外クレジット商品等、地域金融機関では投資信託等を通じ、リスクテイクを積極化する動きがみられていることから、有価証券ポートフォリオが内包するリスクを点検する。オペレーショナルリスクについては、重要性を増しているサイバーセキュリティ管理やマネー・ロンダリング対策の体制整備の状況などを点検する。また、大手金融機関の海外業務については、与信リスクや外貨調達の安定性など、幅広い視点からリスクを点検する。

第三に、経営管理やリスク管理の実効性を確保するために必要なガバナンス体制の整備状況や有効性について、持株会社による経営管理機能や内部監査の機能を含めて点検する。特にグローバル展開する大手金融機関については、海外でのインオーガニック戦略やグループ企業戦略の方向性を確認するとともに、持株会社の機能を活用したグループベースでのガバナンス体制や情報把握体制等について重点的に検証する。

第四に、調査運営は、引き続き、リスクの所在やその影響等に応じて、調査にメリハリをつけることを基本方針とする。そのうえで、「通常調査」に加えて、調査範囲を限定した「ターゲット調査」も活用していく。2019年度は、地域金融機関の収益低下傾向を踏まえ、収益力に焦点を当てた「ターゲット調査」を中心に実施するが、その際、各金融機関のリスクテイクの状況に応じて、

信用リスク管理または市場リスク管理についても調査の対象に加える。また、海外を含めて幅広い金融サービスをグループとして提供する金融機関については、海外拠点をはじめ主要グループ企業も必要に応じて対象とする。

(2) 考査を実施するうえでの重点事項

イ. 収益力・経営体力

持続性の高い利益と経営体力の確保

金融機関が、将来にわたり金融仲介機能を安定的に発揮していくためには、収益力、すなわち持続性の高い利益を獲得できる力を確保し、経営体力を保持していくことが重要である。

大手金融機関では、グローバル展開や国内外のグループ企業との一体運営を推進し、グループ内企業をまたがる事業本部を軸に、グループ全体としての収益力の強化、収益源の多様化を進めている。考査では、グローバル展開の状況、事業本部の機能度合い、FinTech 企業との連携も含めた幅広い金融サービスへの取組み状況、経営効率化に向けた業務改革の状況なども調査し、グループ全体の収益力を把握・評価する。また、国際金融規制の適用開始に向けた対応状況を点検する。

一方、地域金融機関については、経営陣が中長期的にみた持続性の高い利益、経営体力を的確に把握し、これらを維持・改善する施策を講じているかを確認する。また、収益力シミュレーションを実施し、持続性の高い利益や経営体力を把握・評価する。多額の有価証券の評価損を抱えている先については今後の対応方針を確認する。このほか、持株会社の傘下にある地域金融機関については、経営統合の効果発現に向けた取組み状況やその実効性、課題について対話を深める。

併せて、大手および地域金融機関の双方について、各種ストレス事象を想定した場合の自己資本や期間収益への影響を適切に把握し、対応策を整備しているかを点検していく。この際、経営陣に対して、一定のストレス下における収益や経営体力の試算結果も示しつつ、収益力や経営体力に関する課題認識やその向上に向けた対応方針を確認する。日本銀行が行った個別金融機関ごとのマクロ・ストレステストの結果も必要に応じて提示し、対話を深める。

収益管理の向上

調査では、大手金融機関について、収益性が低下傾向にある国内預貸業務の効率化の状況を確認する。また、海外業務において、米欧金融機関との競争激化や外貨調達コストの上昇等がみられるもとの収益管理体制を点検する。

国内預貸業務のウェイトが高い地域金融機関では、同業務の収益性の改善が経営上重要な課題となっている。調査では、預金吸収、貸出実行等の業務運営、地域別戦略、店舗運営等について、収益性を適切に評価するための管理体制を構築しているかを点検する。

ロ. ガバナンス

自己資本および収益力とリスクのバランスを踏まえた経営管理

金融機関が経営の健全性を確保していくためには、リスクが顕在化した場合の自己資本や期間収益への影響を分析し、その結果を踏まえて、リスクテイク方針やリスク管理体制を組織的に見直していくことが重要である。

特に近年は、金融機関において、国内預貸業務の収益性の低下とリスクテイクの積極化が進行している。このため、経営陣の関与のもとで、①目指すべき収益、取るべきリスクを予め明確にしたうえで経営戦略や業務計画を立案し、②計画の実行に際してリスク量、収益や自己資本を継続的にモニタリングしつ

つ、③環境変化に応じて経営戦略や業務計画を適時適切に見直す体制（いわゆるリスク・アペタイト・フレームワークを含む）を、業容等に応じて構築し、適切に運営する必要性が増している。

調査では、ALM やリスク資本配賦、収益性・効率性の管理枠組みの活用などを通じて、経営戦略や業務計画の妥当性などを検証しているか、その検証結果を踏まえ、必要な見直しを行っているかを点検し、業務運営の PDCA サイクルの構築を促していく。また、資本コストを適切に勘案して業務計画の立案や収益管理、配当などの資本政策を行っているか点検し、先行きの運営の方向性について経営陣との対話を行う。この際、株式会社である銀行と会員の相互扶助を目的とした協同組織金融機関の特性の違いに留意する。

このほか、ストレステストの活用も含め、金融経済情勢が急変した場合に自己資本と期間収益に生じ得る影響を分析し、対応を検討しているかについても点検する。ストレステストについては、①経営陣の関与および所管部署の統括機能、②シナリオおよびテスト対象範囲の充分性、③モデルやデータの整備・検証体制、④テスト結果を業務運営やリスクテイク方針といった経営方針の決定に活用していく枠組みなどを点検する。また、グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）やこれに準ずる先については、再建計画やコンティンジェンシープランの実効性を点検する。

金融規制を巡る国際的な議論の軸足が策定から実施に移行するなかで、新たに導入される規制への対応や準備状況のほか、海外現地規制などについても、必要に応じて確認する。

ガバナンスの有効性確保

金融機関が経営管理・リスク管理を実効性のあるものにするためには、経営陣は、経営戦略、業務内容の多様性、営業基盤、リスクプロファイル等に相応しいガバナンスの枠組みを整備し、その有効性を確保する必要がある。

調査では、大手金融機関については、海外業務の拡大や、持株会社傘下の銀行、証券、信託などのグループ横断的なサービス提供機能の一段の強化などを推進するに相応しい、グループベースでのガバナンス体制が構築されているかを重点的に点検する。また、地域金融機関については、貸出や有価証券運用におけるリスクテイク、経営効率化の推進などを適切に統制できるガバナンス体制が構築されているかを重点的に点検する。この際、持株会社の傘下にある地域金融機関については、持株会社の経営管理機能の実効性も検証する。ガバナンスの実効性の検証に際しては、社外取締役等との面談を必要に応じて実施する。

海外 G-SIFIs の在日拠点のガバナンス体制の確認

海外 G-SIFIs の在日拠点については、グループ内での役割を把握するとともに、業務内容や主要な取組みに応じた適切な管理体制が構築されているかを点検する。そのうえで、①グループ全体のストレス事象を想定した場合の在日拠点への影響と対応、②再建・破綻処理計画上の在日拠点の位置付けなどについて、これらに関する在日拠点の関与も含め点検する。在日法人の形態をとっている拠点については、経営悪化時における本部の支援体制も点検する。なお、③円資金の管理拠点が在日拠点以外の拠点到置かれている場合には、同拠点の管理状況や不測の事態に備えた日本銀行との連絡体制を確認する。また、④グループ全体のストレス事象を想定した場合におけるわが国の金融システムへ

の影響について、本部等からの情報収集も含め調査を行う。

内部監査を通じた自律的なリスク管理の充実

内部監査は、業務部門やリスク管理部署等から独立した立場で業務運営の状況を検証・評価することで、業務の適正性を確保し、リスク管理を自律的に充実させていくという点で、金融機関経営において重要な機能を担っている。

考査では、①経営陣が、最近のリスクテイク状況等を踏まえて、監査対象の選定や監査資源の配分を適切に行っているか、②内部監査部署が、適切な検証を実施しているか、③経営陣が、監査の結果や提言を経営に活かしているか、などを点検する。なお、考査の実効性を高める観点から、立入調査前に金融機関の内部監査部署とのヒアリングを必要に応じて実施する。

経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制の整備

金融機関は、経営管理やリスク管理に必要な情報を把握する体制を適切に整備し、運用する必要がある。特に、国内外で、幅広い金融サービスをグループとして提供している金融機関は、複数の地域や業務分野に関する多様な情報を適時適切に把握することが重要である。

考査では、主として大手金融機関を対象に、経営陣が適切な経営判断を行うためのグローバル・グループワイドな財務情報やリスク情報について、①経営情報システムなどの情報把握体制を適切に整備しているか、②そのために十分な経営資源を割り当てているか、③情報の網羅性、信頼性や適時性を確保しているか、などを点検する。その際、国際金融規制等、経営に影響を及ぼし得る制度変更への準備状況も確認する。

ハ. 信用リスク管理

適切な審査・管理と融資戦略に見合った体制の整備

金融機関が収益力の向上を企図して信用面のリスクテイクを積極化していることを踏まえると、債務者の実態をより適切に把握し、融資戦略に見合った審査・管理体制をさらに整備していく必要がある。また、信用コストが増加に転じつつあることを踏まえると、将来の信用コストの増加を念頭に置いた収益性も重要である。

調査では、大手金融機関では大型のクロスボーダーM&A 関連の貸出等、地域金融機関ではミドルリスク企業向け、不動産業向け、本店所在地以外の地域向けの貸出等、金融機関が与信残高を増加させてきた分野について重点的に点検する。その際、①与信審査において与信期間や事業特性等を踏まえ、事業の将来性を適切に見極めているか、②与信実行後の債務者の業況変化や財務状況を的確に把握しているかについて、ラインシート調査も活用して点検する。また、③こうした分野における貸出ポートフォリオの収益性を検証しているか、なども点検する。

海外関連与信の管理強化

大手金融機関は、引き続き海外業務の拡大に取り組んでいる。また、地域金融機関でも、取引先企業の海外事業向け貸出や、シンジケート・ローンへの参加等、海外関連与信を増やす先がみられている。こうした中、海外クレジット市場では、CLO やレバレッジド・ローンなどの貸出関連商品市場の拡大、コベナントの緩和等、リスク管理面で注意を要する動きもみられている。このため、海外関連与信の管理を強化し、海外金融経済情勢の変化に対する耐性を確保する必要性が高まっている。

調査では、大手金融機関のうち海外関連与信に注力している先について、①

ラインシート調査も活用しながら、近年の注力分野である非日系向け貸出を中心に、大口与信の審査・管理を適切に行っているか、②貸出関連商品の組成・販売業務を適切に管理しているか、③本部がグローバルな管理・報告ルールを整備し、適切にモニタリングしているか、④ストレステストなどを活用し、グローバルベースでの信用リスクテイク方針を適切に見直しているか、⑤外貨調達コストも考慮して採算管理を適切に行っているか、などを点検する。地域金融機関では、特に外貨貸出の規模が大きい先について、審査・管理状況や外貨調達コストも勘案した収益性などを点検する。

大口・集中リスクの管理強化

調査では、①ラインシート調査も活用しながら、与信額が大きい大口債務者の実態把握や自己査定の正確性を含めた審査・管理、償却・引当の適切性を点検するほか、②ストレステストなども活用しつつ、与信ポートフォリオにおける大口・集中リスクの状況を適切に把握しているか、そのうえで、③自己資本等を勘案して大口・集中リスクを管理する体制を整備し、その実効性を確保しているか、などを点検する。

適切な償却・引当

金融機関の基礎的収益力の低下が続くもとで、信用コストが増加に転じつつあることから、先行きの信用コストの見通しを的確に把握する重要性が増している。調査では、ラインシート調査も活用しながら、金融機関の与信スタンス、与信ポートフォリオのリスク特性や金融経済環境を踏まえて、先行き発生が合理的に見込まれるデフォルトや回収不能額を踏まえた貸倒損失の見通しについて検証する。そのうえで、適切な償却・引当方法について、金融機関と対話

を深める。

企業の活力向上支援

金融機関は、経営課題の解決に向けた債務者による取組みへの継続的な支援を通じ、企業の活力向上に貢献することが期待されている。調査では、①債務者の経営実態や事業の将来性を的確に分析し、債務者と経営課題の認識を共有しているか、②債務者の課題解決に向けた助言や提案、支援などを、本部と営業店が適切に連携して行っているか、を点検する。そのうえで、③業況が不安定な債務者については、他の金融機関や外部専門家等と連携するなどして、抜本的な解決に向けた働きかけを実施しているかを点検する。

二. 市場リスク管理

経営陣の市場リスク管理への適切な関与

金融機関は、低金利環境が長期化するもとの、市場面のリスクテイクを積極的に行っており、市場リスクの蓄積や多様化が進んでいる。

大手金融機関では、投資信託のほか、CLO やレバレッジド・ローンなどの海外クレジット商品への投資でリスクテイクがみられている。

地域金融機関では、マルチアセット型などの投資信託、外国債券ラダーファンド、私募 REIT、仕組債などの商品を購入する動きが広がっており、有価証券ポートフォリオに内在するリスクファクターは、内外の金利リスク、信用リスク、株価リスク、不動産リスクや為替リスクなど、複雑化・多様化が一段と進展している。このほか、売買益の計上を重視した有価証券運用を開始する先もみられる。収益面では、利息配当金収入に占める、円建て固定利付債以外の有価証券からの割合が高まっており、グローバルな市況変化や企業業績の変化

が、投資信託や株式の配当変動などを通じて金融機関収益全体に及ぼす影響度も高まっている。さらに、これまでの累次の有価証券売却益のための売却に加え、最近の内外市況の変化の影響もあり、有価証券評価損益が悪化傾向にある先も少なくない。

こうした状況のもとでは、経営陣が、有価証券ポートフォリオの収益性やリスクファクターごとのリスクを正確に認識し、自己資本と収益力を勘案してリスクテイクを適切に管理する枠組みの構築を主導することが重要である。

調査では、経営陣が関与するかたちで、有価証券の売買損益、評価損益および利息配当金に関する変動リスクを的確に把握し、これらのリスクが自己資本および期間収益対比で許容できるかを検証したうえで、リスクテイク方針や運用計画が策定されているかを点検する。

リスクプロファイルに見合った管理体制の整備

市場リスク管理は、有価証券ポートフォリオおよびオフバランス取引のリスクプロファイルや運用手法に見合ったものにする必要がある。

調査では、①各種限度枠等のリスク管理体制が整備され、これらが必要に応じて適切に見直されているか、②リスク管理部署が、リスク特性や運用手法、ヘッジ方針等に応じた適切な精度で、時価、リスク量や各種限度枠の遵守状況等をモニタリングしているか、③ストレスシナリオに沿ってリスク管理の枠組みが有効に機能しているか、④内外金融市場が急変した場合に、経営陣がリスクの変動に関する報告を受け、自己資本や期間収益への先行きの影響も踏まえて、ロスカットなどの意思決定を適時に行っているか、などを点検する。

ホ. 流動性リスク管理

リスクプロファイルに見合った管理体制の整備

金融機関が資金繰りの安定性を確保するためには、①自らの運用調達構造を把握したうえで、適切なリスク限度枠を設定し、②これを遵守するためのモニタリングやコントロールの体制を整備する必要がある。また、③資金調達環境を平時から把握するとともに、緊急時の流動性準備の確保により、環境の変化に迅速に対応できる体制を整備することも必要である。さらに、④国際的に活動する金融機関は、各拠点およびグループ全体のそれぞれについて、ローカル通貨を含む外貨の流動性リスクを適切に管理し、安定調達基盤の拡充を図っていく必要がある。

調査では、上記の観点から、流動性リスク管理の状況を点検する。特に、国際的に活動する金融機関では、①通貨別、拠点別の資金繰りの状況や先行き見通しのほか、ストレス時における流動性調達等に関するリスク要因を適時適切に把握しているか、②グループ全体として、外貨の安定調達に向けた調達期間・手段の多様化に加えて、預金の粘着性に関して顧客属性・金額階層・金利帯別の分析を実施しているか、を点検する。また、③グループ全体として整合的なかたちで流動性ストレステストを実施しているか、④外貨の流出規模を時間の流れに沿って具体的に想定したうえで、これに見合う調達手段の確保や、その妥当性の組織的な検証を行っているかなど、ストレステストの充分性とコンティンジェンシープランの実効性を点検する。

また、地域金融機関では、営業基盤における高齢化や人口減少の状況も踏まえ、預金の金利設定、顧客属性、預金と貸出・有価証券の残高のバランス、流動性の高い資産の保有状況等を確認しつつ、円貨流動性リスク管理の状況を点検する。このほか、外貨資産運用を積極化している地域金融機関については、

必要に応じてストレステストの十分性や、緊急時対応等の実効性を含めた外貨の流動性リスク管理の状況を点検する。

へ. オペレーショナルリスク管理⁴

デジタルイゼーションの進展を踏まえたリスク管理体制の整備

金融機関では、業態を問わず、業務の効率化や収益力向上のため、オープンAPI (Application Programming Interface) やクラウドの活用、RPA の導入など、業務改革や新しい顧客サービスの提供のためのデジタルイゼーションの取組みを積極化する動きが広がりつつある。また、営業店事務について、本部や事務センターに集中するなどの動きもみられている。こうした動きに伴うオペレーショナルリスクのプロファイルの変化に即して、リスク管理体制を整備していく必要がある。

考査では、①金融機関が経営戦略上デジタルイゼーションの動きをどのように位置付け、業務改革や新規業務にどう活かそうとしているのかについて、確認する。そのうえで、②こうした業務処理面のリスクプロファイルの変化を適切に認識しているかや、③リスクプロファイルの変化に伴うリスク管理体制の整備・見直し状況について、事務リスクとシステムリスクの両方の視点から点検する。その際、④収益力の観点からも、業務改革や新規業務への取組みに係る費用対効果の検証状況を点検する。このほか、⑤コンプライアンス面も含め、リスクが顕在化した場合の業務運営面への影響が大きい事務を対象に、事務処理の安定性を点検する。その際、事務処理の実態把握や不正事件・事務事故の分析などを通じ、リスク管理上の問題点を洗い出し、有効な改善策を講じているかも点検する。

⁴ 考査では、事務、コンプライアンス、コンピュータシステム、業務継続などの業務運営全般にわたるリスクをオペレーショナルリスクと称している。

サイバーセキュリティ管理体制の整備・強化

金融機関がデジタル技術を活用した顧客サービスを安全かつ安定的に提供していくうえで、サイバーセキュリティの確保は一段と重要性を増している。

調査では、経営陣の適切な認識・関与のもとで、サイバーセキュリティ管理体制の整備に取り組んでいるかを点検する。その際、①情報収集や情報共有の適切性、②顧客情報など重要データへのアクセス権限管理の妥当性も点検する。そのうえで、各金融機関の業務内容や決済システムにおけるプレゼンスなどを踏まえつつ、重要なシステムおよびこれと接続する外部ネットワークなどを対象に、多様なサイバー攻撃に応じた未然防止策と被害抑止策の有効性を点検する。また、攻撃からの完全な防御は困難であることを踏まえ、サイバーインシデント発生時を想定した体制やコンティンジェンシープランの実効性、演習の実施状況とその結果を反映した管理体制の見直し状況を点検する。その際、必要に応じて、金融機関の重要情報にアクセスし得るグループ会社や業務委託先等の管理についても点検する。

システムリスク管理体制の整備・強化

金融機関は、サイバーセキュリティの確保に加えて、コンピュータシステムの安定性や安全性を確保するために、①障害の未然防止策や障害発生時の復旧体制、②プロジェクト管理、③情報セキュリティ管理、④委託先の管理などの実効性を確保する必要がある。

調査では、重要なシステムを中心に上記の点を点検するとともに、その実効性の確保のための IT ガバナンスの有効性を確認する。その際、①新たな技術やサービスの利用に見合った管理が行われているか、②重要な顧客情報などの管理体制の実効性を確保しているか、③適切に経営資源が配分されているか、

といった観点からも点検する。

マネー・ローンダリング対策の強化

国際的にマネー・ローンダリング対策やテロ資金供与の防止が強く求められている中、その対応を着実に進めることは、適切な業務運営を確保するうえで不可欠であるほか、本邦金融機関の信認維持のためにも重要である。考査では、経営陣が適切に関与するもとの、リスクが顕在化した場合の影響の大きさなどを踏まえつつ、体制整備を着実に進めているかを点検する。

業務継続体制の実効性向上

実効性のある業務継続体制を整備することは、金融機関の重要業務の遂行に加え、わが国決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。このため、考査では、金融機関の業務内容や決済システム・地域におけるプレゼンスなどを踏まえたうえで、最近の自然災害の発生等の環境変化や業務展開に応じて業務継続体制の見直しが主体的に行われているかを点検する。

(3) 考査運営面の対応

イ. 効率的かつ効果的な運営

日本銀行は、金融機関ごとに、①内在するリスクが顕在化した場合の金融システムへの影響、②自己資本の余裕度や収益力、リスクテイクの状況などを総合的に評価し、これを踏まえて、考査の頻度、考査日数、調査範囲、要員数などにメリハリを付ける考査運営を行っている。

2019年度は、3週間前後の立入期間で、金融機関の経営実態とリスク管理体制を包括的に点検・評価する「通常考査」に加えて、1週間強の立入期間で、調査範囲を限定した「ターゲット考査」も活用していく。2019年度は、地域

金融機関の収益低下傾向を踏まえ、収益力に焦点を当てた「ターゲット考査」を中心に実施するが、その際、各金融機関のリスクテイクの状況に応じて、信用リスク管理または市場リスク管理についても調査の対象に加える。また、幅広い金融サービスをグループとして提供する金融機関については、グループ全体の経営実態の把握のため、必要に応じて主要なグループ企業への調査を行う。併せて、国際的な業務の比重の高まりを踏まえ、臨店調査を含む海外拠点調査にも引き続き重点を置く。

ロ. 金融機関の事務負担や納得性を踏まえた運営等

ラインシート調査⁵は、地域経済の実情や金融機関行動の変化などを具体的に把握する観点から、2019年度の考査においても、金融機関の事務負担に配慮しつつ継続する。同調査においては、信用コストが増加に転じつつあることを踏まえ、資産内容等に特段の問題がある先については、自己査定 of 正確性を確認する。

臨店調査⁶は、ガバナンスの実態や支店運営の効率性などを把握する観点から、2019年度の考査においても継続する。ただし、事務の正確性等の確認に主眼を置く調査は、事務の本部集中化やIT化などが進展している点に鑑み、不正事件・事務事故の発生など特段の問題がみられる先を除き、行わない。

このほか、引き続き、金融機関の繁忙度を考慮するとともに、事前の提出資料や立入調査時の調査項目については、各金融機関の経営課題を踏まえてめり

⁵ 抽出された個別の債務者について、財務状況の推移、借入・返済状況の推移、これらの将来見通し、金融機関の自己査定結果や融資方針等の情報が記載された書面（ラインシート）を基に支店長等と面談を行い、地域経済や業界の動向といった経営環境、与信管理状況等を把握・確認すること。

⁶ 金融機関の営業店等に立ち入り、営業店長や役席、実務担当者への質問等を通じて、事務処理やリスク管理体制の実情を点検するほか、本部による諸施策の理解や実施の状況について確認すること。

張りを付け、審査に係る負担軽減に努める。

また、審査の効率性・実効性を高める観点から、審査と海外事務所を含めたオフサイトモニタリングとの連携強化に引き続き取り組む。金融庁のほか、国際的に活動する金融機関に共通する課題を中心に海外当局とも、問題意識の共有や連携強化に努めていく。

日本銀行としては、審査の運営や結果に関して十分な納得や信頼が得られるよう、金融機関とのコミュニケーションの充実に努め、引き続き適切に対応していく。その際、「審査運営に関するアンケート」なども活用しながら、金融機関から寄せられた意見・要望に適切に対応し、審査運営の改善を図っていく。また、そのために、審査終了後に訪問ヒアリングを必要に応じて実施する。

◆政策委員会月報（平成31年2月）に関する件（3月19日）

本委員会は、平成31年3月19日、政策委員会月報（平成31年2月）を承認した。

◆中期経営計画等に関する件（3月22日）

本委員会は、平成31年3月22日、中期経営計画等に関し、下記のとおり決定した。

記

1. 中期経営計画（平成26～30年度）の事後評価について、別紙1. のとおりとすること。
2. 中期経営計画（2019～2023年度）を別紙2. のとおり定めること。
3. 2019年度の定員（常勤職員数の最高限度）を4,900人とすること。

別紙1.

2019年3月22日
日 本 銀 行

「中期経営計画」(平成26～30年度)の事後評価について

1. はじめに

日本銀行は、平成26年3月に「中期経営計画」(平成26～30年度)を策定し、公表した。その後、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、公表してきた。

今般、計画期間の終了を迎えるにあたり、本計画に掲げた業務運営および組織運営面の課題に関し、この5年間の取り組みを振り返り、以下のとおり本計画全体の事後評価を行った。

2. 中央銀行を取り巻く環境

本計画期間における中央銀行を取り巻く環境をみると、金融経済のグローバル化が引き続き進展するも、政治や経済に関する特定のイベントの影響が国際的に波及する事例が目立った。また、デジタル化等の情報技術の進歩と応用が進み、これが金融経済に大きな影響を及ぼすようになってきた。加えて、わが国では、人口減少・高齢化等の社会的変化が金融経済に与える影響も重要度を増した。

3. 業務・組織運営面の取り組みの評価

日本銀行は、こうした外部環境の変化を踏まえつつ、業務・組織運営の両面において、多岐にわたる課題に取り組んできた。そうした課題への取り組みは、本計画の軸をなす3つの経営指針(「使命達成に向けた組織全体の取り組み」、「業務遂行力の向上」、「対外コミュニケーションの充実およびネットワーク構築の強化」)のもとで、各々、計画に沿って進められ、概ね所期の成果を上げたものと評価している。

(1) 業務運営面

①金融政策運営に資する適切な企画・立案

金融政策運営に資する観点から、内外の金融経済情勢について、先行きの経済・物価見通しやリスク要因をはじめとする多様な視点から、調査・分析を適切に行った。また、「量的・質的金融緩和」の効果や影響の多面的な分析を行い、それらに基づき機動的に政策の企画・立案を行った。市場参加者等との間では、多くの機会を設けるなどして対話を強化した。その上で、金融政策の遂行に必要な政策手段の検討・導入を適切に行ったほか、金融調節を実施するための体制整備も着実に進めた。こうした点を踏まえると、金融政策運営をしっかりと支えたと評価することができる。

②金融システムの安定・機能度の向上

金融システムの安定・機能度の向上に資する観点から、日本銀行の取引先選定や貸出関連などの業務を適切に行った。また、審査やモニタリングを効果的・効率的に行うことを通じて、個別金融機関の業務や経営の実態を把握し、必要な改善を促した。同時に、マクロプルーデンスの観点から、金融システム全体の安定・機能度に関する調査・分析を充実させ、関連する政策の企画・立案につなげるとともに、金融システムレポートとして対外的に発信した。この間、関係機関との連携を強化したほか、必要な場合には最後の貸し手機能を発揮できるよう、体制の維持・整備も行った。こうした点を踏まえると、金融システムの安定・機能度の向上に関し、所期の成果を上げたと評価することができる。

③決済サービスの高度化・市場基盤の整備

新日銀ネット（第二段階開発分）の稼動を円滑に開始するとともに、その後も安定的な稼動を実現した。また、わが国決済サービスの高度化の観点から、日銀ネットを活用した日本円や日本国債のクロスボーダー決済の実現に向けた取り組みを着実に進めた。同時に、金融市場インフラに対するオーバーサイトを適切に行ったほか、国際的な観点を踏まえ、市場関係者等と連携しながら、金利指標や行動規範の整備等に貢献した。加えて、新たな情報技術の動向等を踏まえ、FinTech（フィンテック）に関する調査研究などの取り組みも進めた。こうした点を踏まえると、決済サービスの高度化・市場基盤の整備に関し、所期の成果を上げたと評価することができる。

④中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行

発券業務については、次世代自動鑑査機の導入などにより、銀行券や貨幣を

安心して使える環境整備を進めたほか、現金流通経路の変化に関する実態把握に努め、効率的な事務処理体制の整備を進めた。ただし、貨幣事務に関し、日本銀行が保管する記念貨の一部を職員が窃取した不祥事が発生したことから、所要の再発防止策を講じた。銀行業務については、日々の日本銀行当座預金の決済や金融市場調節を正確かつ安定的に遂行した。国庫・国債業務についても、多種多様な事務を確実に遂行するとともに、関係者と連携をとりつつ、日本銀行代理店の統廃合など効率化や電子化に取り組んだ。こうした点を踏まえると、中央銀行業務を総じて安定的かつ効率的に遂行したと評価することができる。

⑤グローバル化に対応した国際金融面での貢献

国際通貨金融システムの安定確保に向けて、国際決済銀行（BIS）、東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）、金融安定理事会（FSB）、G7、G20、国際通貨基金（IMF）などの会合において、海外当局とも連携しつつ、わが国の中央銀行として適切に役割を果たした。こうした会合では、国際的な合意形成にかかる主導的な役割も発揮した。また、アジアの金融経済の安定確保に向けて、為替スワップ等の拡充を行ったほか、主にアジア地域を対象として技術支援の充実にも取り組んだ。こうした点を踏まえると、グローバル化に対応した国際金融面での貢献に関し、所期の成果を上げたと評価することができる。

⑥地域経済・金融に対する貢献

本支店や事務所の機能を活用しつつ、地域経済・金融に貢献する観点から、災害時を含めて、各種の業務を安定的に遂行した。また、各地域において、金融機関、企業、経済団体等ときめ細かく意見交換を行ったほか、積極的な調査活動を通じて各地の金融経済情勢を的確に把握し、これを地域に還元するとともに、金融政策運営や金融システムの安定・機能度向上に活用した。あわせて、地域における広報、情報発信の充実も図った。こうした点を踏まえると、地域経済・金融に対する貢献に関し、所期の成果を上げたと評価することができる。

⑦対外コミュニケーションの強化

日本銀行に対する信認を幅広く得ていく観点から、情報発信媒体の拡充等を行い、金融政策運営や業務運営について、一般向けを含めて、分かり易い情報発信に取り組んだ。同時に、金融機関とのコミュニケーションの強化や、企業、経済団体等とのネットワークの構築等を進め、日本銀行の政策や業務に対する意見やニーズの把握に努めた。また、日本銀行作成統計の改善を図るとともに、政府における経済統計の改革に向けた議論にも貢献した。このほか、国民の金融リテラシー向上に向けて、関係機関と連携しつつ、金融広報中央委員会の活

動を支援した。こうした点を踏まえると、対外コミュニケーションの強化に適切に取り組んだと評価することができる。

(2) 組織運営面

①業務環境の変化に応じた適切な業務推進

環境変化に応じた業務企画力の高度化の観点から、金融機関のきめ細かなモニタリングや、金融システム関連国際会議への効果的対応等を行うための組織見直しを実施したほか、FinTech にかかる取り組みを強化するための体制整備も行った。また、本支店や事務所では、職員による創意工夫などにより、業務のノウハウの継承や事務プロセスの見直しに取り組み、現場力の維持を図った。システム化を通じた事務の効率化・安定化も着実に進めた。こうした点を踏まえると、業務環境の変化に応じた適切な業務推進に関し、所期の成果を上げた と評価することができる。

②業務リスクの適切な管理

安定的で確実な事務遂行を維持していく観点から、先行きの人員構成の変化を踏まえた業務リスクの効果的な管理に向けて、組織横断的な取り組みを行った。また、社会的適合性を意識したコンプライアンスや情報セキュリティ対策も推進した。こうした中で、日本銀行が保管する記念貨の一部を職員が窃取した不祥事が発生したことから、関係者の処分を行ったほか、公正な職務遂行が徹底されるよう、職員の指導・教育の一層の充実を図った。こうした点を踏まえ、業務リスクの適切な管理には課題が残ったと評価する。

③業務継続力の強化

東日本大震災や熊本地震の経験、首都直下地震・南海トラフ巨大地震などに関する被災想定の見直し等を踏まえつつ、本支店の被災時の対応力強化に向けた施策を着実に進めた。また、中央防災会議への参加や市場参加者との合同訓練の実施などを通じて、政府、地方公共団体や金融機関等との連携を強化した。こうした点を踏まえると、業務継続力の強化に関し、所期の成果を上げた と評価することができる。

これらのほか、経営資源に関しても、本計画に掲げた事項に取り組んだ。人員面では、必要な人員を確保しつつ、毎年度の定員を決定し、公表した。また、

研修の充実や海外を含む外部との人材交流などを通じて、日本銀行の業務・組織運営を支える人材の育成に取り組んだ。人材の活用に当たっては、女性の採用と登用の拡大を図ったほか、ベテラン層の一層の活用および安定的な業務運営に資する観点から、「エキスパート職員」制度を導入した。同時に、職員の仕事と子育て等との両立を図るための雇用環境や労働条件の整備等も推進し、職員全員にとって働きやすい職場づくりに努めた。経費支出面では、必要な経費を確保する一方、支出全般の一層の効率化に努めた。こうした考え方のもとで、毎年度の経費予算を適切に決定し、公表した。

4. 今後の業務・組織運営にかかる留意点

以上のように、本計画に掲げた課題等への取り組みは、計画に沿って進められ、概ね所期の成果を上げたものと評価している。その上で、この間の取り組みの経験を踏まえると、今後の業務・組織運営において、以下の点に留意することが必要と考えられる。

第1に、「物価の安定」と「金融システムの安定」という日本銀行の使命達成に向けて、引き続き組織の力を結集して取り組むことが重要である。また、こうした観点から、自らの政策や業務運営について、対外的に分かり易く説明するとともに、外部の意見にもしっかりと耳を傾けていくことが必要である。

第2に、わが国の中央銀行としての役割を適切に果たしていくためには、デジタル化等の情報技術の進歩をはじめ、大きな環境変化に的確に対応することが、一層重要になってきている。

第3に、日本銀行の使命は、様々な中央銀行業務を通じて実現されるものであり、環境が変化するもとでも、国民の信認を確保していけるよう、業務を安定的かつ公正に遂行することが不可欠である。

日本銀行は、こうした考えのもとで、本日公表した「中期経営計画」（2019～2023年度）に沿って、業務・組織運営に取り組んでいくこととする。

2019年3月22日

中期経営計画 (2019～2023年度)

1. はじめに

この中期経営計画は、2019年度から2023年度までの日本銀行の業務・組織運営の基本方針を定めたものである。

本計画では、日本銀行が中期的に達成すべき課題を明確に定め、それらの達成状況を適正に評価していく観点から、対象期間を5年間とし、計画内容を基本的に固定する枠組みを採用している。

その上で、環境変化への対応力を確保するため、本計画の開始から3年度目を目途に中間レビューを行うほか、大きな環境変化が生じた場合には、本計画の内容を柔軟に見直す方針としている。

2. 日本銀行の行動原則

日本銀行は、わが国の中央銀行として尊重すべき普遍的な理念を、以下のとおり行動原則として定め、役職員が日々の業務を遂行する際に常に意識すべきものと位置付けている。日本銀行は、この行動原則に基づく、政策・業務運営の適切な遂行を通じて、国民からの信認を確保していく。

公益の実現

日本銀行法に定められた目的と理念¹を達成することにより、公益の実現を図る。

透明性の確保

外部との様々なネットワークを通じて、政策や業務についての説明責任を適切に果たす。

業務の質の向上

環境変化を適切に捉え、中央銀行サービスの質を高めていく。

公正な職務の遂行

役職員一人一人が、高いモラルを維持しつつ、公正に職務を遂行する。

経営資源の効果的・効率的活用

業務および組織の運営に当たっては、経営資源を効果的・効率的に活用する。

3. 環境認識および経営指針

中央銀行を取り巻く環境をみると、金融経済のグローバル化が引き続き進展するとともに、デジタル化等の情報技術の進歩と応用が加速しており、これが金融経済に広範かつ多様な影響を及ぼしつつある。また、わが国では、人口減少・高齢化等の社会的変化が金融経済に与える影響も大きくなってきている。広く経済社会に関しては、国際連合で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)への取り組みが求められている。こうしたもとで、中央銀行が取り組むべき課題は拡がりが増すとともに、環境変化に適切に対応することがより重要になってきている。

日本銀行は、こうした環境認識のもとで、わが国の中央銀行としての役割を適切に果たしていくため、この中期経営計画において、以下の3つを経営指針とする。

¹ 日本銀行法第1条において、日本銀行の目的を銀行券の発行、通貨及び金融の調節、信用秩序の維持と定めているほか、第2条において、物価の安定を通じて、国民経済の健全な発展に資することを、通貨及び金融の調節を行うに当たっての理念と定めている。

(1) 使命達成に向けた組織全体の取り組み

日本銀行の使命は、「物価の安定」と「金融システムの安定」である。物価の安定に向けては、消費者物価の前年比上昇率2%の「物価安定の目標」を掲げている。これらの使命を将来にわたって着実に達成していくことが、国民全体の利益に繋がるとの認識を共有し、引き続き使命達成に向けて、組織の力を結集して取り組んでいく。その際、自らの政策や業務運営について、対外的に分かり易く説明するとともに、外部の意見にもしっかりと耳を傾けることが重要である。こうした観点から、国内外のネットワークの拡充を図りつつ、コミュニケーションを一層充実させていく。

(2) 環境変化への対応力の強化

中央銀行を取り巻く環境は大きく変化しており、これへの対応力を高めることが重要となっている。こうした観点から、業務の不断の見直しや効率化、経営資源の有効活用等を通じ、変化への対応に必要な体制整備を図っていく。また、中央銀行員としての高度な専門性を有する人材を育成するとともに、多様な人材の活用を推進し、日本銀行の業務・組織運営を支えるスタッフを確保していく。同時に、個々の職員が能力を存分に発揮できるよう、業務にかかる生産性の向上や働き方の多様化・柔軟化に資する環境を整備していく。

(3) 安定的かつ公正な業務の遂行

日本銀行の使命は、様々な中央銀行業務を通じて実現されるものであり、そうした業務を安定的かつ公正に遂行することが、国民から信認を得ていく上での起点である。また、中央銀行が取り組むべき課題は拡がりを増しており、そうした動きは今後も続くとみられる。こうした点を踏まえ、日本銀行は、業務リスク管理を適切に行うとともに、長年培ってきた事務の確実性と現場力を維持・強化することを通じて、安定的な業務遂行を確保する。同時に、役職員による公正な職務遂行を引き続き徹底する。

4. 業務・組織運営に共通する情報技術にかかる取り組み

日本銀行は、普遍的な理念である行動原則、および本計画における軸となる経営指針のもとで、業務運営、組織運営の各々にかかる課題に取り組んでいく。その際、情報技術が金融経済に広範かつ多様な影響を及ぼしつつある

ことを踏まえ、情報技術にかかる取り組みを適切に進めていくことが、業務・組織運営の両面で重要となる。

業務運営においては、中長期的な視座に立ち、そうした影響が日本銀行の業務や業務の相手方となる金融機関等にどのように及ぶかを考慮しつつ、新たな課題への対応や必要な業務面の調整に前向きに取り組んでいく。また、組織運営においては、情報技術を一層積極的に活用し、本計画期間を通じて、業務の効率化や業務リスクの削減、経営資源の有効活用に幅広く取り組んでいく。これらの取り組みについては、政府と民間部門における情報技術の活用動向と調和をとりながら進める。

5. 業務運営面での取り組み

業務運営面においては、以下に掲げる課題に重点的に取り組んでいく。

(1) 金融政策運営に資する適切な企画・立案

わが国経済が物価安定のもとでの持続的成長を実現していく過程では、情報技術が及ぼす影響を含め、金融経済情勢に様々な変化が生じることが予想される。

こうした変化を適切に捉え、金融政策運営をしっかりと支えていく観点から、内外の金融経済情勢について、多様な視点からの調査・分析を適切に行っていく。

また、金融政策の効果や影響を多面的に分析した上で、機動的に政策の企画・立案を行っていく。その上で、金融政策運営に応じた適切な金融調節を実施する観点から、必要な体制の整備にも取り組んでいく。

(2) 金融システムの安定・機能度の向上

わが国経済の成長力強化を金融面から後押ししていくためには、金融システムの安定や機能度の向上が不可欠である。

そうした観点から、日本銀行の取引先選定や貸出関連などの業務を適切に企画・立案、運営していく。

また、個別金融機関の経営環境、経営戦略・業務運営やリスク管理の状況、収益力、資本基盤などについて、人口動態や情報技術が及ぼす影響も踏まえつつ、考査やモニタリングを通じて適切に把握していく。とりわけ、収益面での構造的な課題や内外での事業展開に伴うリスクプロファイルの変化を適切に勘案し、金融機関の経営実態を把握していく。その上で、情報技術も活用しながら、金融機関と経営課題を共有し、必要な取り組みを後押ししていく。

金融システムに関連する政策の企画・立案に際しては、引き続きマクロプレードレンスの視点を重視していく。その前提として、金融サービスの担い手の変化等も踏まえつつ、金融システム全体の安定性・機能度に関する調査・分析の充実を図っていく。

この間、金融システムの安定確保のため必要な場合には、個別金融機関ないし金融市場に対して、最後の貸し手機能を適切に発揮する。

これらの課題に取り組むに当たっては、関係機関と適切に連携していく。

(3) 決済サービスの高度化・市場基盤の整備

新たな金融・決済サービスの拡がりや金融機関の業務運営の変化等の環境変化を的確に把握しつつ、決済ニーズの多様化や金融のグローバル化に応じたわが国決済サービスの高度化を図っていく。こうした観点から、国内外の幅広い担い手との対話を通じ、情報技術がもたらす新たな可能性や課題に関する議論や取り組みに中央銀行として積極的に貢献していく。

また、日銀ネットの機能を有効に活用し、日本円や日本国債のクロスボーダー決済の実現に向けた取り組み等を推進していくことに加え、新たな情報技術の中央銀行決済サービスへの適用可能性等に関する検討を幅広く進めていく。

この間、金融市場インフラに対して、それらを取り巻く環境変化を踏まえながら、オーバーサイトを適切に行っていく。

また、決済リスクの削減や市場機能の強化に向けて、国際的な観点も踏まえつつ、市場関係者などと密接に連携しながら、わが国の金融・資本市場基盤の整備に積極的に取り組んでいく。

(4) 中央銀行業務の安定的かつ効率的な遂行

発券業務については、新たな技術も取り入れながら、安心して銀行券や貨幣を使える環境整備に取り組んでいく。こうした観点から、現金の受払や鑑査等の業務を確実かつ安定的に遂行するほか、関係機関等との連携を図りつつ、銀行券のクリーン度に関する管理体制や偽造対策を強化していく。

また、現金の流通動向を的確に把握しつつ、それを踏まえた安定的かつ効率的な事務処理体制を構築していく。

銀行業務については、日々の日本銀行当座預金の決済や金融市場調節を正確かつ安定的に遂行する。国庫・国債業務については、多種多様な事務を確実に遂行する。

また、銀行業務、国庫・国債業務に関する今後の事務量の趨勢的な変化やこれら業務の相手方を取り巻く環境変化等を見極めつつ、安定的かつ効率的な事務処理体制等のあり方を検討していく。

(5) グローバル化に対応した国際金融面での貢献

グローバル化が進展し、金融機関や企業の対アジア取引が引き続き広がる中、わが国経済にとって、アジアなど国際的な金融経済の安定がより重要になっている。

こうした認識のもとで、国際通貨金融システムの安定確保に向けて、海外当局とも連携しつつ、中央銀行として、適切な役割を果たしていく。また、わが国としての立場も踏まえつつ、各種の国際的な会合において、主導的な役割を發揮していく。さらに、アジアの金融経済の安定確保に向けて、金融協力や技術支援等を充実させていく。

(6) 地域経済・金融に対する貢献

本支店や事務所の機能を活用し、各地域に対して、中央銀行サービスを適切に提供することなどを通じて、持続可能な発展の観点も踏まえつつ、地域経済・金融に貢献していく。

中央銀行サービスに関しては、災害時を含めて、各種の業務を安定的に遂行する。また、各地域における金融機関や企業、経済団体などとのきめ細か

な意見交換を通じて、各地の金融経済情勢や地域にかかる課題を的確に把握していくとともに、内外の経済・金融に関する日本銀行の判断や、日本銀行の政策・業務運営に関する考え方を丁寧に説明していく。こうした過程で得られた情報は、金融政策運営や業務運営に積極的に活用していく。

(7) 対外コミュニケーションの強化

日本銀行に対する信認を幅広く得ていく観点から、金融政策運営や業務運営について、専門家向けだけではなく一般向けを含めて、内外に分かり易い情報発信を行っていく。

また、日本銀行の政策・業務運営に密接な関係を有している金融機関とのコミュニケーションを一層強化していくとともに、企業や経済団体など幅広い分野の人々や組織との間でのネットワークを構築・強化し、政策や業務に関する意見やニーズなどを積極的かつ丁寧に把握していく。

こうした観点から、日本銀行ホームページをはじめとする多様な媒体を活用しつつ、多角的かつ効果的な情報の受発信に努めていくほか、本支店の見学の充実も図っていく。

調査・分析に関しては、その成果を効果的に発信していくとともに、日本銀行作成統計について、利便性向上や経済・産業構造の変化などの観点を踏まえつつ、適切に作成・公表していく。

このほか、国民の金融リテラシー向上に向けて、関係機関と連携しつつ、金融広報中央委員会などの活動を積極的に支援していく。

6. 組織運営面での取り組み

(1) 組織運営面の課題

組織運営面では、本支店・事務所の各部署が十分な連携を図りつつ、以下に掲げる課題に重点的に取り組んでいく。

イ. 環境変化に応じた業務推進とそれを支える人材の確保

中央銀行として取り組むべき課題の拡がりや環境変化への対応の観点を踏まえ、高度な専門性の集積や長年培ってきた現場力の維持・強化を通じて、

業務企画力の高度化を図っていく。また、情報技術を活用した事務プロセスの再構築や見直し、システム化による事務の効率化・安定化に積極的に取り組み、これらを通じて経営資源の一層の有効活用を図る。

人材面では、中央銀行員としての高度な専門性を有し、日本銀行の業務・組織運営を支えるスタッフを確保していく。同時に、新たな課題に取り組むための人材や国際的に活躍できる人材の育成を、働き方の変化も踏まえながら進めていく。また、女性や高年層の活躍の場を拡げていくなど、ダイバーシティを一層推進していく。さらに、ワーク・ライフ・バランスのさらなる充実の観点から、働き方の多様化・柔軟化を着実に実現していく。これらにより、多様な人材が能力を存分に発揮できる職場づくりを進める。

ロ. 業務リスクの適切な管理

日本銀行が国民からの信認を確保していくためには、業務全般にわたり、安定的で確実な事務遂行を維持していく必要がある。こうした観点から、人員構成や働き方の変化を踏まえつつ、業務リスクの効果的な管理に向けて、組織横断的な取り組みを行っていく。その際、情報技術を積極的に活用することにより、業務リスクの低減やリスク管理の効率化を進めていく。

また、業務リスクの管理に当たっては、公正な職務の遂行を確保することが不可欠である。こうした観点から、社会的適合性を意識したコンプライアンスの徹底や情報セキュリティ対策の推進に、引き続き取り組んでいく。

ハ. 業務継続力の強化

東日本大震災や熊本地震その他相次ぐ災害の経験、首都直下地震・南海トラフ巨大地震などに関する被災想定の見直し等も踏まえつつ、日本銀行の経営資源を有効に活用しながら、業務継続体制のさらなる整備を進めていく。

(2) 経営資源に関する事項

イ. 人員

本計画で掲げた課題を着実に達成するため、必要な人員については増強を図りつつ、業務全般の一層の効率化に努めていく。毎年度の定員（常勤職員

数の最高限度)については、こうした基本的な考え方に沿って、決定し、公表する。

ロ. 経費支出

本計画に掲げた課題を着実に達成するため、必要な経費は確保していく一方、支出全般の一層の効率化に努めていく。毎年度の経費予算については、こうした考え方に沿って、決定し、公表する。

7. 事後評価

本計画に掲げた業務・組織運営面での課題を着実に実行し、機動的な資源配分の見直しに繋げていく観点から、毎年度、本計画のもとで実施した具体的施策の達成状況を評価し、公表する。また、計画全体の事後評価も行う。

◆第135回事業年度（平成31年度）経費予算の作成等に関する件 （3月22日）

本委員会は、平成31年3月22日、第135回事業年度（平成31年度）経費予算の作成等について、別紙のとおり決定した。

平成 31 年度経費予算

平成 31 年度（第 135 回事業年度）経費予算¹は、日本銀行が中央銀行としての役割を果たしていくために必要な経費予算を確保しつつ、経費支出全般にわたって縮減余地を十分に見極めた結果、以下の通りにする事とした。

(単位：千円、%)

科 目		当年度予算額	前年度 当初予算比 増減率
銀行券製造費	銀行券製造費	52,431,340	0.9
国庫国債事務費	国庫国債事務費	17,378,928	0.6
給 与 等	役 員 給 与	432,941	0.5
	職 員 給 与	42,084,931	0.4
	退 職 手 当	10,545,971	2.4
	小 計	53,063,843	0.8
交 通 通 信 費	旅 費 交 通 費	2,218,433	3.9
	通 信 費	2,181,148	▲2.7
	小 計	4,399,581	0.5
修 繕 費	修 繕 費	2,686,132	▲5.7
一 般 事 務 費	消 耗 品 費	1,298,446	1.2
	光 熱 水 道 費	1,924,561	▲2.6
	建 物 機 械 等 賃 借 料	7,068,033	▲10.8
	建 物 機 械 等 保 守 料	10,579,027	3.6
	事 務 費	33,287,606	5.3
	小 計	54,157,673	2.1
合計（除く固定資産取得費、予備費）		184,117,497	1.1
固 定 資 産 取 得 費	固 定 資 産 取 得 費	21,265,871	49.6
	うち認可対象分 ^(注)	4,993,890	14.8
予 備 費	予 備 費	1,000,000	0.0
合 計		206,383,368	4.6
うち認可対象分 ^(注)		190,111,387	1.4

(注) 認可対象分とは、業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除いたもの。

¹ 日本銀行は、毎事業年度、経費予算を作成しているが、そのうち業務の用に供する不動産にかかる固定資産取得費を除く経費予算については、当該事業年度開始前に、財務大臣の認可を受けることとされている（日本銀行法第 51 条第 1 項等）。平成 31 年度については、3 月 22 日に認可を申請しており、認可取得を経て執行を開始する。なお、文中及び表上の計数は単位未満四捨五入。

—— 上記経費予算では、システム化関係費用 30,479,807 千円（前年度比 ▲0.8%）を、通信費、建物機械等賃借料・同保守料、事務費の中に計上している。

なお、システム化関係費用を見積もる際に予定した外部委託分の開発規模は 10,464 人月程度、これに日本銀行職員による作業を加えた総開発規模は、13,453 人月程度となっている。

主な増減をみると、営業所修繕の減少に伴い、修繕費（前年度比▲5.7%）が減少した一方、国際会議関係費用等を背景に一般事務費（同+2.1%）が、また、営業所関連の支出増加等に伴い固定資産取得費（同+49.6%）が増加したこと等から、全体では前年度を上回る予算となっている（同+4.6%、うち認可対象分+1.4%）。なお、前年度比の増減率は、本年 10 月の消費税率引き上げの影響を含んでいる。

（注） 上記別紙中、平成 31 年度（第 135 回事業年度）経費予算のうち、日本銀行法第 51 条第 1 項に定める経費の予算（本政策委員会月報 P.45 を参照）については、3 月 28 日、同条同項に基づく財務大臣の認可を取得しました。

◆「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準等の件」の全面改正等に関する件（3月26日）

本委員会は、平成31年3月26日、下記の1. の規程を別紙1のとおり全面改正するとともに、2. から4. までの諸規程をそれぞれ別紙2から別紙4までのとおり一部改正し、平成31年3月31日から実施することを決定した。

記

1. 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」
（平成10年6月23日決定）^{注4)} 別紙1
2. 「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに
間接参加者および外国間接参加者の承認基準」^{注5)}
. 別紙2
3. 「代理店の設置等に関する基本要領」^{注6)}（平成12年6月30日決定）
. 別紙3
4. 「日中当座貸越基本要領」^{注7)}（平成12年10月17日決定）
. 別紙4

注4) 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注5) 「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注6) 「代理店の設置等に関する基本要領」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

注7) 「日中当座貸越基本要領」の全文については、インターネット・ホームページをご参照ください。

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」全面
改正

第1章 基本的事項

1. 日本銀行の当座預金取引の相手方は、日本銀行に対して当座預金取引を開始したい旨を申出た者（以下「申出者」という。）のうち、次の条件を全て満たすものとする。
 - (1) 申出者との当座預金取引開始が日本銀行法（平成9年法律第89号。以下「法」という。）第1条に定める日本銀行の目的の達成に資すること。
 - (2) 申出者の業務および経営の内容ならびに事務処理体制に問題がないこと。
 - (3) 申出者が金融機関等（法第37条に定める金融機関等をいう。以下同じ。）である場合には、法第44条に定める考査に関する契約の締結に応じること。ただし、申出者が金融機関等でない場合であっても、日本銀行が法第44条に定める考査に関する契約に準ずる内容の調査に関する契約を締結することが適当と認めるときは、これの締結に応じること。
 - (4) 申出者が持株会社等（銀行持株会社、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第56条の2に定める金融商品取引業者等を子会社とする持株会社および前二者と同様の経営管理機能を有するその他の親会社のうち、本邦に所在し、考査に関する契約の締結先でない者をいう。）を有する場合には、次の条件を全て満たすこと。
 - イ. 持株会社等が立入りを含む調査に関する契約を締結していないときは、これの締結に応じること。
 - ロ. 申出者が「考査に関する契約書」（平成10年2月17日決定）第12条に定める守秘義務および持株会社等が申出者に対して負いうる守秘義務の一部解除に関する契約の締結に応じること。
 - (5) 申出者が金融機関等であって、主要株主等（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第10項に定める銀行主要株主または金融商品取引法第29条の4第2項に定める主要株主のうち、本邦に所在し、申出者を連結子

会社とするもの（考査に関する契約または調査に関する契約の締結先を除く。）またはその事業基盤の根幹部分を共有する等申出者の業務および財産に重大な影響を与える蓋然性があると認められるものをいう。以下同じ。）を有する場合には、申出者および主要株主等が、次の内容を骨子とする合意書の締結に応じること。

- イ．日本銀行が、申出者の業務および財産の状況の把握に必要な限りにおいて、主要株主等に対し、報告または資料の提供を求めることができること。
- ロ．イ．に伴い、申出者、主要株主等および日本銀行との間で、必要となる守秘義務の一部解除を行うこと。

2. 1. (1) を踏まえ、日本銀行の当座預金取引の相手方の範囲を、次の各号に掲げるものとし、具体的には、当面、銀行、長期信用銀行、外国銀行支店、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第28条に定める第一種金融商品取引業のうち同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者に限る。以下同じ。）、証券金融会社、短資会社、資金清算機関、金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条に定める金融商品債務引受業を行う金融商品取引所を含む。以下同じ。）および銀行協会（集中決済制度（参加者の他の参加者に対する債権および債務を集中して決済する制度をいう。以下同じ。）の運営主体であって法人格を有するものに限る。以下同じ。）の中から、当座預金取引の相手方を選定するものとする。

- イ．資金決済の主要な担い手
- ロ．証券決済の主要な担い手
- ハ．短期金融市場取引の主要な仲介者

3. 1. (1) および1. (2) のうちの「経営の内容」（以下「経営内容等」という。）については、第2章に定める基準により判断するものとする。

ただし、申出者の母国の為替管理制度その他の制約から、申出者と母国との間の支払決済に支障がある、または支障が生じるおそれがある場合その他特段の事情により申出者と当座預金取引を開始することが適当でないと日本銀行が判断する場合には当座預金取引を行わないものとする。

なお、申出者が、第2章1. から5. までに掲げる場合の何れにも該当しな

いときの取扱いについては、日本銀行が別に定めるものとする。

4. 日本銀行の当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引の相手方は、日本銀行の当座預金取引の相手方である金融機関等のうち、当座貸越取引、手形貸付取引または手形割引取引を開始したい旨申出た者で、日本銀行が当該申出に応じることが適当でない認められる特段の事情がないものとする。ただし、商業手形割引の取扱い停止に伴い、新たな手形割引取引の相手方の選定は、停止するものとする。
5. 日本銀行の相対型電子貸付取引（電子貸付（手形または証書を用いることなく日本銀行金融ネットワークシステムにより行う当座貸越以外の資金の貸付けをいう。）のうち、貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための貸付けおよび貸出増加を支援するための貸付けならびに公開市場操作として行う貸付け以外の貸付けにかかる取引をいう。以下同じ。）の相手方は、日本銀行の当座貸越取引および手形貸付取引の相手方である金融機関等のうち、相対型電子貸付取引を開始したい旨申出た者で、日本銀行が当該申出に応じることが適当でない認められる特段の事情がないものとする。

第2章 経営内容等にかかる判断基準

申出者（申出者が外国銀行支店である場合には申出者を有する外国銀行をいう。以下第2章において同じ。）は、別に定める場合を除き、申出者が既に初回の決算を行っている場合には、直前の決算（中間決算を含む。）期末の計数が、新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合には、開業後3年間の各決算（年度決算に限る。）期末の見込み計数が、次の1. から5. までの掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準を満たしていることを要するものとする。このとき、外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」という。）においては、在日拠点全体の合算の計数が、3. に定める基準を満たしていることを要するものとする。

なお、申出者が、組織再編（合併、会社分割、事業の全部譲渡またはこれらの組合せをいう。）により既存の当座預金取引の相手方の事業の全部を承継する場合（当座預金取引の相手方が外国金融商品取引業者である場合には、申出者が、当該外国金融商品取引業者の在日拠点の事業の全部を承継する場合を含む。）

であって、申出者との当座預金取引の開始が、既存の当座預金取引の相手方との当座預金取引の継続と同視しうると日本銀行が認めるときは、本章に定める基準にかかわらず、要件を満たすものとして取扱うものとする。

1. 申出者が銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会および労働金庫連合会である場合

(1) 自己資本の充実

イ. 申出者につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率ならびにレバレッジ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下同じ。）を満たすこと。

ロ. 申出者が銀行持株会社を有する場合には、イ. に加え、当該銀行持株会社につき、法令により定められた自己資本に関する水準を満たすこと。

ハ. 申出者が外国連結親会社（申出者を連結子会社とする外国法人であって、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼルI」という。）、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼルII」という。）または「バーゼルIII：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼルIII」という。）に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を有する場合には、イ. およびロ. に加え、当該外国連結親会社につき、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIに基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIのうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令に基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. イ. からハ. までにおいて、資本バッファ比率が法令により定められ

た水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、イ.、ロ. またはハ. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

ホ. イ.、ロ. またはハ. の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないとき認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

(2) 流動性に係る健全性

イ. 申出者につき、流動性リスク管理が適切でないとき認められる特段の事情がないこと。

ロ. 申出者につき、法令により流動性に係る規制（流動性カバレッジ比率規制をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

ハ. 申出者が銀行持株会社を有する場合において、当該銀行持株会社につき、法令により流動性に係る規制の適用を受けるときは、ロ. に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性に係る規制の適用を受けるときは、ロ. およびハ. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ホ. ロ. からニ. までにおいて、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、ロ.、ハ. またはニ. に定める要件を満たすものとみなす。

(3) 総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性

イ. 申出者につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

ロ. 申出者が銀行持株会社を有する場合において、当該銀行持株会社につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受け

るときは、イ. に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

ハ. 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、イ. およびロ. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. イ. からハ. までにおいて、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、イ.、ロ. またはハ. に定める要件を満たすものとみなす。

ホ. イ.、ロ. またはハ. の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により総損失吸収力および資本再構築力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないときその他総損失吸収力および資本再構築力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして扱わない。

2. 申出者が外国銀行支店である場合

(1) 自己資本の充実

イ. 申出者につき、その母国においてバーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIに基づき定められた規制の適用を受ける場合には、当該申出者が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIのうち、当該申出者が適用を受ける法令に基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該申出者の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ロ. 申出者につき、その母国においてイ. に定める規制が存在しない場合には、銀行法に準じて算出された当該申出者にかかる自己資本に関する水準が、銀行法により定められた水準を満たすこと。

ハ. 申出者が外国連結親会社を有する場合には、イ. またはロ. に加え、当該外国連結親会社につき、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIに基

づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIのうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. イ. からハ. までにおいて、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、イ.、ロ. またはハ. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

ホ. イ.、ロ. またはハ. の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないとき認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

(2) 流動性に係る健全性

イ. 申出者につき、流動性リスク管理が適切でないとき認められる特段の事情がないこと。

ロ. 申出者につき、その母国の法令により流動性に係る規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ハ. 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性に係る規制の適用を受けるときは、ロ. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. ロ. およびハ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、ロ. またはハ. に定める要件を満たすものとみなす。

(3) 総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性

- イ. 申出者につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- ロ. 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、イ. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- ハ. イ. およびロ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、イ. またはロ. に定める要件を満たすものとみなす。
- ニ. イ. またはロ. の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により総損失吸収力および資本再構築力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないときその他総損失吸収力および資本再構築力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

3. 申出者が金融商品取引業者である場合

(1) 自己資本の充実

- イ. 申出者につき、金融商品取引法に基づき算出された自己資本規制比率が200%以上であって、かつ営業損益（申出者が既に初回の決算を行っている場合には、下半期の値とする。以下（1）において同じ。）の値が正であること。
- ロ. 申出者が特別金融商品取引業者である場合には、イ. に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第128号）に基づき算出された連結自己資本規制比率が200%以上であって、かつ当該申出者およびその子会社等にかかる連結営業損益の値が正であること。
- ハ. 申出者が川上連結先（特別金融商品取引業者であって、その親会社が最

終指定親会社であるものをいう。以下同じ。)である場合には、イ. およびロ. に加え、当該申出者の親会社につき、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第130号。以下「川上連結告示」という。)第2条および第3条に基づき算出された連結自己資本規制比率、資本バッファ比率ならびにレバレッジ比率が法令により定められた水準を満たし、かつ当該申出者の親会社およびその子会社等にかかる連結営業損益(以下「川上連結営業損益」という。)の値が正であること。

ニ. 川上連結告示第4条に基づき算出された連結自己資本規制比率が200%以上である場合には、ハ. の要件のうち、川上連結告示第2条および第3条に基づき算出された連結自己資本規制比率が法令により定められた自己資本に関する水準を満たすものとみなす。

ホ. 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国においてバーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、イ.、ロ. およびハ. に加え、当該申出者が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIのうち、当該申出者が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該申出者の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ヘ. 申出者が外国連結親会社を有する場合には、イ.、ロ.、ハ. およびホ. に加え、当該外国連結親会社につき、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIに基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIのうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母

国の法令により定められた水準を満たすこと。

- ト. ハ.、ホ. およびへ. において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、ハ.、ホ. またはへ. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。
- チ. イ. またはロ. に関し、申出者が既に初回の決算を行っている場合において、直前の決算期末における自己資本規制比率が140%以上200%未満の場合であっても、申出者が川上連結先またはグローバルなシステム上重要な銀行（法令（外国連結親会社にあつては、その母国の法令）により資本バッファ規制の適用を受ける先に限る。）の連結子会社であつて、自己資本規制比率が200%以上に着実に改善すると認められるときは、当該直前の決算期末における自己資本規制比率が200%以上であるとみなす。ただし、申出者が外国連結親会社を有する場合には、当該外国連結親会社が日本銀行に対し、自己資本規制比率を200%以上に着実に改善させる旨を約したときのみ、この取扱いを行う（当該外国連結親会社の信用力に問題がある場合には要件を満たすものとして取扱わない。）。
- リ. イ. またはロ. に関し、申出者が既に初回の決算を行っている場合において、直前の決算における営業損益の値が正でない場合であっても、申出者を支配している会社（申出者の議決権の過半数を実質的に所有している会社または議決権の所有割合が50%以下であっても、高い比率の議決権を有しており、かつ、申出者の意思決定機関を支配している会社をいう。以下「支配会社」という。）が日本銀行に対し、取引開始後営業損益の値が安定的に正となるまでの間、イ. またはロ. に定める自己資本規制比率を常に200%以上に維持する旨（以下「自己資本規制比率維持」という。）を約したときは、当該営業損益の値が正であるとみなす。ただし、当該支配会社の信用力に問題がある場合にはこの取扱いを行わない。
- ヌ. イ. またはロ. に関し、申出者が既に初回の決算を行っている場合において、直前の決算期末における自己資本規制比率が150%以上200%未満の場合であっても、直前の月末における自己資本規制比率が200%以上であつて、その支配会社が自己資本規制比率維持を約したときは、当

該直前の決算期末における自己資本規制比率が200%以上であるとみなす。ただし、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該支配会社の信用力に問題があるときはこの取扱いを行わない。

ル. イ. からハ. までにおいて、申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合には、その支配会社が自己資本規制比率維持を約すること（当該支配会社の信用力に問題がある場合には要件を満たすものとして取扱わない。）。

ヲ. イ. からヘ. まで（ニ. を除く。）の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、見込み計数が確実にないと認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

（2）流動性に係る健全性

イ. 申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。

ロ. 申出者が川上連結先である場合には、その最終指定親会社につき、流動性に係る規制に関し、法令により定められた水準を満たすこと。

ハ. 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国の法令により流動性に係る規制の適用を受けるときは、ロ. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性に係る規制の適用を受けるときは、ロ. およびハ. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ホ. ロ. からニ. までにおいて、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、ロ.、ハ. またはニ. に定める要件を満たすものとみなす。

（3）総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性

イ. 申出者につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水

準を満たすこと。

ロ. 申出者が最終指定親会社を有する場合において、当該最終指定親会社につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、イ. に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

ハ. 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、イ. およびロ. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. 申出者が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、イ. からハ. までに加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ホ. イ. からニ. までにおいて、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、イ.、ロ.、ハ. またはニ. に定める要件を満たすものとみなす。

ヘ. イ.、ロ.、ハ. またはニ. の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により総損失吸収力および資本再構築力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないときその他総損失吸収力および資本再構築力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして扱わない。

(4) 市場における取引規模

イ. 申出が営業開始日の1年3ヶ月後の日の属する月以降(当該月を含む。)に行われた場合

申出者が当座預金取引開始を日本銀行に対し申請した日の属する月(以下「申請月」という。)の前々月から起算した過去1年間の月平均公社債売買額(先物、オプション、現先取引および金銭を担保とする債券貸借取引によるものを含む。以下同じ。)が、既存の当座預金取引先である金融商品取引業者につき同じ方法により算出した公社債売買額の下位20社

の平均値（億円未満四捨五入。以下「平均値」という。）を上回ること。ただし、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

- ロ. 申出が営業開始日の3ヶ月後の日の属する月以降（当該月を含む。）1年2ヶ月後の日の属する月以前に行われた場合

営業開始日の属する月の翌月から、申請月の前々月までの間の月平均公社債売買額、および申請月の前月から営業開始月の1年後に相当する月までの間の月平均公社債売買額の見込み計数の加重平均が、平均値を上回ること。ただし、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるときまたは当該見込み計数が確実にないと認められるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

- ハ. 申出者が新たに営業を開始しようとする場合または申出が営業開始日の2ヶ月後の日の属する月以前に行われた場合

営業開始日の属する月の翌月から1年間の月平均公社債売買額の見込み計数が、平均値を上回ること。ただし、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実にないと認められるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

4. 申出者が資金清算機関および金融商品取引清算機関である場合

(1) 自己資本の充実

申出者がその業務を健全に遂行するに十分な水準の自己資本を有していると認められること。ただし、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、見込み計数が確実にないと認められるときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

(2) 流動性に係る健全性

申出者につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。

(3) 集中決済制度の安定性および効率性

次の条件が全て満たされること。

- イ. 申出者の運営する集中決済制度の決済の全部または一部が日本銀行に開設する当座預金口座を介して行われること。
- ロ. 申出者の運営する集中決済制度の決済の全部または一部を、申出者が日本銀行に開設する当座預金口座を介して行うことが、金融機関の間で行われる資金決済の安定化および効率化に資すると日本銀行が認めること。

5. 申出者が銀行協会である場合

(1) 自己資本の充実

申出者につき、資産の総額から負債の総額を控除した金額が正であること。ただし、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして扱わない。

(2) 流動性に係る健全性

申出者につき、流動性リスク管理が適切でないとして認められる特段の事情がないこと。

(3) 集中決済制度の安定性および効率性

次の条件が全て満たされること。

- イ. 申出者の運営する集中決済制度の参加者であって他の参加者に自己の債権および債務の決済を委託していないものの全てが、日本銀行と当座預金取引を行っていること。
- ロ. 申出者の運営する集中決済制度の決済を、申出者が日本銀行に開設する当座預金口座を介して行うことが、金融機関の間で行われる資金決済の安定化および効率化に資すると日本銀行が認めること。

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに
間接参加者および外国間接参加者の承認基準」中一部改正

- 2. (2) を横線のとおり改める。
 - (2) 当該申出者が参加者になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。
 - (1)の要件を踏まえ、具体的には、7. に規定する証券清算・決済機構および資金清算機関（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第611項に規定する資金清算機関をいう。以下同じ。）の中から承認する。
- 別紙を次のとおり改める（全面改正）。

申出者の財産の状況に関する基準の細目

1. 申出者にかかる直前の決算（中間決算を含む。）期末の計数（申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合には、開業後3年間の各決算（年度決算に限る。）期末の見込み計数）について、別紙1および別紙2の基準を満たす場合には、申出者の財産の状況に問題がないものとして取扱う。ただし、申出者が別紙1および別紙2の基準を満たす場合であっても、申出者の経営の内容（直前の決算（中間決算を含む。）期末以後の状況変化を含む。）に照らして、別紙1および別紙2の基準を満たす状態を維持することが困難であると日本銀行が認めるときは、この限りでない。

2. 申出者が、組織再編により現に参加者（顧客口座を開設することができる者に限る。以下同じ。）、間接参加者または外国間接参加者（以下「参加者等」という。）である者の事業の全部を承継する場合（現に参加者等である者が金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人である場合には、申出者が、当該外国法人の在日拠点の事業の全部を承継する場合を含む。）であって、申出者が参加者等になることが、当該現に参加者等である者の参加者等たる地位の存続と同視し得ると日本銀行が認めるときは、別紙1および別紙2の基準を適用することなく、申出者の財産の状況に問題がないものとして取扱う。

組織再編とは、次に掲げる行為またはその組合せをいう。

- (1) 合併
- (2) 会社分割
- (3) 事業の全部譲渡

3. 申出者が、参加者から間接参加者となる場合または間接参加者から参加者となる場合（参加者と間接参加者とを兼ねることとなる場合を含む。）にあつては、2. に準じて取扱う。

申出者が参加者または間接参加者となることを希望する場合

1. 申出者が銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第47条に規定する外国銀行支店を除く。）、長期信用銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫および労働金庫連合会である場合

(1) 自己資本の充実

- イ. 連結および単体自己資本比率^(註)が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 申出者が属する業態にかかる各業法に基づき算出された連結および単体自己資本比率をいう。

- ロ. 申出者の親会社が銀行持株会社である場合には、イ. に加え、当該銀行持株会社の連結自己資本比率^(註)が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注)「銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成18年金融庁告示第20号)に基づき算出された連結自己資本比率をいう。

- ハ. イ. およびロ. において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. またはロ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

(2) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

- イ. 法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。
- ロ. 申出者の親会社が銀行持株会社である場合において、当該銀行持株会社につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用されるときは、イ. に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。
- ハ. イ. およびロ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. またはロ. に定める基準を満たすものとみなす。

2. 申出者が銀行法第 47 条に規定する外国銀行支店である場合

(1) 自己資本の充実

- イ. 申出者を有する外国銀行がその母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（平成 22 年 12 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 1 において「バーゼル III」という。）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合には、自己資本比率^(注)が母国の法令により定められた水準を満たすこと。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制が適用される場合には、資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 申出者を有する外国銀行の母国においてバーゼル III に基づき定められた法令による規制に基づき算出された自己資本比率をいう。

- ロ. 申出者を有する外国銀行がその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（昭和 63 年 7 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 1 において「バーゼル I」という。）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（平成 16 年 6 月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙 1 において「バーゼル II」という。）に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合には、自己資本比率^(注)が母国

の法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 申出者を有する外国銀行の母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた法令による規制であって、申出者を有する外国銀行が現に適用を受けるものに基づき算出された自己資本比率をいう。

- ハ. 申出者を有する外国銀行がイ. またはロ. のいずれにも該当しない者である場合には、銀行法に準じて算出された自己資本比率が同法により定められた水準を満たすこと。また、同法に準じて算出された資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、同法により定められた水準を満たすこと。
- ニ. イ. およびハ. において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. またはハ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

(2) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

- イ. 申出者を有する外国銀行につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- ロ. イ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. に定める基準を満たすものとみなす。

3. 申出者が金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）である場合

(1) 自己資本の充実

- イ. 単体自己資本規制比率^(注)が 140%以上であること。

(注) 金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率をいう。

- ロ. 申出者が川上連結先（金融商品取引法第 57 条の 2 に規定する特別金融商品取引業者の場合において、その親会社が同法第 57 条の 12 に規定する最終指定親会社であるものをいう。ハ. において同じ。）である場合には、

イ. に加え、(イ) 連結自己資本規制比率^(注1)が法令により定められた水準を満たすこと、または、(ロ) 連結自己資本規制比率^(注2)が140%以上であること。

(注1) 「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第130号。以下「川上連結告示」という。)第2条および第3条に基づき算出された連結自己資本規制比率をいう。

(注2) 川上連結告示第4条に基づき算出された連結自己資本規制比率をいう。

ハ. 申出者が川上連結先である場合には、イ. およびロ. に加え、資本バッファ比率およびレバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. 申出者が金融商品取引法第57条の2に規定する特別金融商品取引業者の場合において、その親会社が同法第57条の12に規定する最終指定親会社でないときは、イ. に加え、連結自己資本規制比率^(注)が140%以上であること。

(注) 「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第128号)第2条に基づき算出された連結自己資本規制比率をいう。

ホ. ハ. において、資本バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、ハ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

(2) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

イ. 法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

ロ. 申出者の親会社が金融商品取引法第57条の12に規定する最終指定親会社である場合において、当該最終指定親会社につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合は、イ. に加え、

当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

- ハ. イ. およびロ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. またはロ. に定める基準を満たすものとみなす。

4. 申出者が保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社である場合

- (1) 申出者ならびに申出者およびその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率^(注)が200%以上であること。

(注) 保険業法第130条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適切であるかどうかの基準をいう。

- (2) 申出者の親会社が保険持株会社である場合には、(1)に加え、当該保険持株会社およびその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率^(注)が200%以上であること。

(注) 保険業法第271条の28の2に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適切であるかどうかの基準をいう。

5. 申出者が法第2条第2項に規定する振替機関（日本銀行を除く。）である場合

財産の状況が、法に基づいて申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。

6. 申出者が金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関および資金決済に関する法律第2条第11項に規定する資金清算機関である場合

申出者の財産の状況に照らし、申出者がその業務を健全に遂行することが困難

と認められる特段の事情がないこと。

申出者が外国間接参加者となることを希望する場合

1. 申出者がその母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(平成22年12月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙2において「バーゼル III」という。)に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合

(1) 自己資本の充実

- イ. 自己資本比率^(注1)が、申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たすこと。また、申出者の母国において申出者に適用される法令により資本バッファ規制およびレバレッジ比率規制が適用される場合には、資本バッファ比率^(注2)およびレバレッジ比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注1) 申出者の母国においてバーゼル III に基づき定められた法令による規制に基づき算出された自己資本比率をいう。

(注2) 自己資本比率のうち申出者の母国において申出者に適用される法令において資本バッファとして取扱うことが認められる自己資本部分にかかる比率またはこれに準ずるものをいう。

- ロ. イ. において、資本バッファ比率が申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、イ. に定める資本バッファの基準を満たすものとみなす。

(2) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

- イ. 申出者の母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制が適用される場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。
- ロ. イ. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情が

ないときは、イ. に定める基準を満たすものとみなす。

2. 申出者がその母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(昭和63年7月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙2において「バーゼル I」という。)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(平成16年6月バーゼル銀行監督委員会。以下別紙2において「バーゼル II」という。)に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者である場合

自己資本比率^(注)が、申出者の母国において申出者に適用される法令により定められた水準を満たすこと。

(注) 申出者の母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた法令による規制であつて、申出者が現に適用を受けるものに基づき算出された自己資本比率をいう。

3. 申出者がその母国においてバーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づき定められた法令による規制の適用を受けない者である場合^(注)

(注) 申出者の母国において当該法令による規制が存在しない場合を含む。

財産の状況が、申出者の母国において法第44条第1項第13号に規定する免許または登録その他これに類する処分に関して申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。

「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

○ 4. (1) イ、を横線のとおり改める。

イ、「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」第1章2. 柱書に規定する日本銀行の当座預金取引の相手方の当面的具体的な範囲に含まれない金融機関（ただし、すでに当座預金取引の相手方となっている金融機関を除く。）であること。

○ 5. (1) を横線のとおり改める。

(1) 代理店、歳入代理店、歳入復代理店もしくは歳入復々代理店の事務の取扱いを希望する金融機関、歳入金等の受入れの事務を復託することを希望する金融機関または歳入復代理店が行っている歳入金等の受入れの事務をさらに復託することを希望する金融機関が次の条件について、当該金融機関がすでに初回の決算を行っている場合には、直前の決算（中間決算を含む。）期末の計数が、新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合には、開業後3年間の各決算（年度決算に限る。）期末の見込み計数が、次のイ、からハ、までに掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準を満たす場合には、当該金融機関の経営の内容に問題がないものと判断する。

~~イ、当該金融機関がすでに初回の決算（中間決算を含む。以下イ、において同じ。）を行っている場合は、直前の決算期末において、次の（イ）から（ハ）までに掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。~~

~~（イ）イ、株式会社商工組合中央金庫および外国銀行を除く金融機関~~

~~a. （イ）自己資本の充実~~

~~（a）当該金融機関に適用される法令に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、国際統一基準の適用を受ける先については普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上~~

および総自己資本比率8%以上、国内基準の適用を受ける先については4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たすこと a. 当該金融機関につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率ならびにレバレッジ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下同じ。）を満たすこと。

-(b) 当該金融機関の親会社が銀行持株会社である場合には、当該銀行持株会社に適用される法令に基づいて算出された連結自己資本比率が、国際統一基準の適用を受ける先については普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上、国内基準の適用を受ける先については4%以上であること。また、法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、法令により定められた水準を満たすこと b. 当該金融機関が銀行持株会社を有する場合には、a. に加え、当該銀行持株会社につき、法令により定められた自己資本に関する水準を満たすこと。

-(c) c. 当該金融機関が外国連結親会社（当該金融機関を連結子会社とする外国法人であって、その母国において「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル III」という。）、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル I」という。）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル II」という。）に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル IIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、（a）および（b）に加えて、当該規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、普通株式等Tier 1比

率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上であること。また、母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル I」という。）、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル II」という。）または「バーゼル III：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」（2010年12月バーゼル銀行監督委員会。以下「バーゼル III」という。）に基づき定められた規制の適用を受けるものをいう。以下同じ。）を有する場合には、a. およびb. に加え、当該外国連結親会社につき、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令に基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

~~(d) 当該金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a) および (b) に加え、当該外国連結親会社が現に適用を受ける規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、8%以上であること。~~

~~(e) (a) から (e) d. a. から c. までにおいて、資本バッファ比率が法令（外国連結親会社にあつては、その母国の法令）により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a) a.、(b) b. または (e) c. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。~~

~~(f)~~ e. 国際統一基準または国内基準の何れの適用も受けない先については、業務の内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

~~(g)~~ f. 当該金融機関の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らして、~~(a)~~ a. から ~~(f)~~ e. までに定める自己資本の充実に関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。

b. (ロ) 流動性に係る健全性

~~(a)~~ a. 当該金融機関につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。

~~(b)~~ 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、b.当該金融機関につき、法令により流動性に係る規制（流動性カバレッジ比率規制をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

~~(c)~~ 当該金融機関の親会社が銀行持株会社であつて、当該銀行持株会社につき、法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、当該銀行持株会社に関する流動性カバレッジ比率が、c.当該金融機関が銀行持株会社を有する場合において、当該銀行持株会社につき、法令により流動性に係る規制の適用を受けるときは、b.に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

~~(d)~~ d. 当該金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(b) および (c) に加え、当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、流動性に係る規制の適用を受けるときは、b.およびc.に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

~~(e)~~ e. ~~(b)~~ b. から ~~(d)~~ d. までにおいて、流動性カバレッジ比率が法令（外国連結親会社にあつては、その母国の法令）により定

められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、~~(b) b.~~、~~(e) c.~~または~~(d) d.~~に定める要件を満たすものとみなす。

(ハ) 総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性

a. 当該金融機関につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

b. 当該金融機関が銀行持株会社を有する場合において、当該銀行持株会社につき、法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、a.に加え、当該規制に関して、法令により定められた水準を満たすこと。

c. 当該金融機関が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、a.およびb.に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

d. a. から c. までにおいて、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、a.、b.またはc.に定める要件を満たすものとみなす。

e. a.、b. または c. の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により総損失吸収力および資本再構築力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないときその他総損失吸収力および資本再構築力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして扱わない。

(ロ) 株式会社商工組合中央金庫

a. (イ) 自己資本の充実

(a) 同庫が、同庫に適用される法令に基づいて算出される連結および単体自己資本比率について、普通株式等Tier 1比率4.5%以上、Tier 1比率6%以上および総自己資本比率8%以上をa. 同庫が、法令により定められた自己資本に関する水準以上を目標と

し、自己資本の充実に努めていること。

~~-(b) 同庫が、同庫に適用される法令に基づいて算出される資本バッファ率について、同法令で定められる水準以上を目標とし、自己資本の充実に努めていること。~~

~~-(e) b.同庫の経営の内容（直前の決算期末以降の状況変化を含む。）に照らして、~~(a) または (b) a.~~ に定める自己資本の充実に関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。~~

~~b. (ロ) 流動性に係る健全性~~

~~-(a) 同庫が、同庫に適用される法令に基づいて算出される流動性カバレッジ比率について、a. 同庫が、法令により定められた流動性に係る規制に関して、同法令でにより定められるた水準以上を目標とし、流動性に係る健全性の確保に努めていること。~~

~~-(b) b.同庫につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。~~

~~-(ハ) ハ、外国銀行~~

~~a. (イ) 自己資本の充実~~

~~-(a) a. その母国においてバーゼル I、バーゼル II またはバーゼル IIIに基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該規制により算出された自己資本比率が、普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 以上、Tier 1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上であること。また、母国の法令により資本バッファ率規制が適用される場合には、資本バッファ率が、母国の法令により定められた当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国銀行が適用を受ける法令に基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国銀行の母国の法令により資本バッファ率規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。~~

- ~~(b) その母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた規制の適用を受ける先については、当該外国銀行が現に適用を受ける規制により算出された自己資本比率が 8% 以上であること。~~
- ~~(e) b. (a) または (b) a. の規制の適用を受けない先については、銀行法に準じて算出される当該外国銀行にかかる自己資本比率が、普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 以上、Tier 1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上であること。また、銀行法に準じて算出される資本バッファ比率が、銀行法により定められた水準を満たすことに関する水準が、銀行法により定められた水準を満たすこと。~~
- ~~(d) c. 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合には、a. または b. に加え、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル III に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a)、(b) または (c) に加え、当該規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、普通株式等 Tier 1 比率 4.5% 以上、Tier 1 比率 6% 以上および総自己資本比率 8% 以上であること。また、母国の法令により資本バッファ規制が適用される場合には、資本バッファ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすことバーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III に基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼル I、バーゼル II またはバーゼル III のうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。~~
- ~~(e) 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合には、当該外国連結親会社につき、その母国においてバーゼル I またはバーゼル II に基づき定められた規制の適用を受けるときは、(a)、(b) ま~~

たは (c) に加え、当該外国連結親会社が現に適用を受ける規制により算出された当該外国連結親会社の自己資本比率が、8%以上であること。

~~(f) d. (a)、(e) および (d) a. から c. までにおいて、資本バッファ比率が法令 ((a) および (d) にあつては母国の法令をい、(e) にあつては銀行法をいう。) により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、(a) a.、(e) b. または (d) c. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。~~

~~(g) e. 当該外国銀行の経営の内容 (直前の決算期末以降の状況変化を含む。) に照らして、(a) a. から (f) d. までに定める自己資本の充実に関する基準の維持が困難と認められるなど、信用力に問題があると認められる特段の事情がないこと。~~

~~b. (ロ) 流動性に係る健全性~~

~~(a) a. 当該外国銀行につき、流動性リスク管理が適切でない認められる特段の事情がないこと。~~

~~(b) b. 母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、流動性カバレッジ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと当該外国銀行につき、その母国の法令により流動性に係る規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。~~

~~(c) c. 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用されるときは、(b) に加え、当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率が、母国の法令により定められた水準を満たすことその母国の法令により流動性に係る規制の適用を受けるときは、b. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。~~

~~(d) d. (b) b. および (c) c. において、流動性カバレッジ比率が母国の法令により定められた水準を満たさない場合であっても、~~

法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、~~(b)~~ b. または ~~(c)~~ c. に定める要件を満たすものとみなす。

(ハ) 総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性

a. 当該外国銀行につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受ける場合には、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

b. 当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合において、当該外国連結親会社につき、その母国の法令により総損失吸収力および資本再構築力に関する規制の適用を受けるときは、a. に加え、当該規制に関して、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

c. a. および b. において、法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、a. または b. に定める要件を満たすものとみなす。

d. a. または b. の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、直前の決算期末以降の状況変化により総損失吸収力および資本再構築力に問題が生じているとき、見込み計数が確実でないときその他総損失吸収力および資本再構築力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。

~~ロ、当該金融機関が初回の決算（中間決算を含む。）を行っていない場合は、次の（イ）および（ロ）に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。~~

~~（イ）外国銀行を除く金融機関~~

~~a. 自己資本の充実~~

~~（a）国際統一基準の適用を受ける先または国内基準の適用を受ける先については、当該先が提出する開業後3年間の決算（年度決算に限る。）期末の連結および単体自己資本比率（当該先の親会社が銀行持株会社である場合または当該先が外国連結親会社を有する場合には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社における連結~~

自己資本比率を含む。)の見込み計数および法令により資本バッファ
ー規制が適用される場合における資本バッファー比率(当該先の
親会社が銀行持株会社である場合または当該先が外国連結親会社
を有する場合には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社
に関する資本バッファー比率を含む。)の見込み計数が、イ、(イ)
a. の基準を満たすこと。

~~(b) 国際統一基準または国内基準の何れの適用も受けない先につい
ては、当該先が提出する業務内容等の見通しに照らして、開業後3
年間の自己資本の充実の状況が適当であると見込まれること。~~

~~(c) 当該見込み計数が確実でないと認められるなど、信用力に問題
があると認められる特段の事情がないこと。~~

b. 流動性に係る健全性

~~(a) 当該金融機関につき、流動性リスク管理が適切でないと認めら
れる特段の事情がないこと。~~

~~(b) 法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、
当該金融機関が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期
末の流動性カバレッジ比率(当該金融機関の親会社が銀行持株会
社である場合または当該金融機関が外国連結親会社を有する場合
には、当該銀行持株会社または当該外国連結親会社に関する流動性
カバレッジ比率を含む。)の見込み計数が、イ、(イ) b. の基準
を満たすこと。~~

~~(ロ) 外国銀行~~

~~a. 自己資本の充実~~

~~(a) 当該外国銀行が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期
末の自己資本比率の見込み計数および資本バッファー比率(当該
外国銀行がイ、(ハ) a. (b) に該当する場合を除く。)の見込
み計数が、イ、(ハ) a. の基準を満たすこと。~~

~~(b) 当該見込み計数が確実でないと認められるなど、信用力に問題が
あると認められる特段の事情がないこと。~~

~~b. 流動性に係る健全性~~

- ~~(a) 当該外国銀行につき、流動性リスク管理が適切でないと認められる特段の事情がないこと。~~
- ~~(b) 母国の法令により流動性カバレッジ比率規制が適用される場合には、当該外国銀行が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の流動性カバレッジ比率(当該外国銀行が外国連結親会社を有する場合には、当該外国連結親会社に関する流動性カバレッジ比率を含む。)の見込み計数が、イ、(ハ) b. の基準を満たすこと。~~

「日中当座貸越基本要領」中一部改正

- 2. 中「本行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準等の件」（平成10年6月23日決定）」を「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」（平成31年3月26日決定）」に改める。

◆2019年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関する件（3月26日）

本委員会は、平成31年3月26日、2019年度不動産その他の重要な財産の取得または処分に関し決定した。

2. 報告事項

- 企業向けサービス価格指数 2015年基準改定の最終案（調査統計局）^{注1)}
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）
- 決済システムレポート（決済機構局）^{注2)}
- 最近の審査結果の概要（金融機構局）
- 本行におけるダイバーシティ推進の状況等（総務人事局）

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（3月20日公表）。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（3月27日公表）。

平成31年4月23日

日本銀行政策委員会月報（第834号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
小野澤 洋 二

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室（03-3277-3680〈直通〉）までお寄せください。